はじめに

我が国における少子高齢化は、家族形態の変化を伴って人口減少が進行し、社会の活力の低下ばかりでなく、将来の社会保障をはじめとする社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、子ども・子育てを取り巻く環境についても、核家族の増加や就労の多様化、地域でのつながりの希薄化などから、多くの家庭で子育ての孤立感や不安を抱えており、多様な子育てニーズの対応と内容の充実が求められています。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安孤立感を和らげることを通じて保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことと考えます。

本町では、子どもの最善の利益が実現される社会をめざして、一層「子どもの視点」を大切にし、全ての施策の真ん中に子どもを据えながら計画を推進していくという基本的な認識のもと、「子どもの夢と笑顔を育む子育ち、子育て環境づくりを、みんなで支える町、東みよし町」を基本理念に、平成２７年３月に「東みよし町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づき保育の量的拡大や確保、病児・病後児保育や地域子育て支援拠点事業をはじめとした地域子育て支援事業の充実を図ってまいりました。

本計画は、前計画の５年間の計画期間満了に伴い、国における子育て支援制度や東みよし町の現状を踏まえ、今後５年間を計画期間とする「第２期東みよし町子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。

未来の東みよし町を担うすべての子どもの健やかな成長を願うとともに、子どもの成長を切れ目なく支援し、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置をはじめとした本計画の各施策を推進してまいります。

このたびの計画策定にあたり、ご尽力を賜りました東みよし町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じまして多くの貴重なご意見をいただいた町民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和２年３月

東みよし町長　松　浦　敬　治

目次

第１章　計画策定の概要 1
1　計画策定の背景と趣旨 1
2　計画の性格 2
3　計画の期間 3
4　計画の策定にあたって 4
5　子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 5

第２章　本町の子ども・子育てを取り巻く状況 8
1　統計による東みよし町の状況 8
2　将来推計人口の状況 16
3　アンケート調査結果の概要 17

第３章　計画の基本的な考え方 30
1　基本理念 30
2　基本方針 31
3　施策の体系 32

第４章　基本施策の推進 33
基本目標１　子どもが親とともに学び育つ環境づくり 33
基本目標２　喜びや生きがいを感じながら子育てのできる環境づくり 37
基本目標３　子どもの権利を守り自立を支える環境づくり 42
基本目標４　仕事と子育てを両立させる環境づくり 49
基本目標５　子育ち、親育ちを支える地域づくり 53

第５章　事業計画 57
1　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 57
2　各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策 58
3　各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 61
4　新・放課後子ども総合プランに係る行動計画 73

第６章　計画の推進 75
1　推進体制の充実 75
2　情報提供及び周知 75
3　計画の進捗管理及び評価 75

資料 76
1　東みよし町子ども・子育て会議設置条例 76
2　東みよし町子ども・子育て会議委員名簿 77

第１章　計画策定の概要

1　計画策定の背景と趣旨

（1）社会背景

平成 24 年の子ども・子育て関連３法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、本町を含め、全国の市区町村では、第１期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、第１期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成 29 年６月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

（2）第１期東みよし町子ども・子育て支援事業計画

本町では、平成 17 年４月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき「東みよし町次世代育成支援行動計画」を策定し、町民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

そして、平成 24 年の子ども・子育て関連３法の成立を受けて、「東みよし町次世代育成支援行動計画」の主要事業を継承しつつ、「東みよし町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めるよう推進してきました。

（3）計画策定の趣旨

本町ではこのたび、第１期計画の改定時期を迎え、本計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、第２期の「東みよし町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和２年度～令和６年度）を策定します。

2　計画の性格

（１）計画の位置づけ及び対象

本計画は、国の「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現及び子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、次世代育成支援対策推進法の考え方も継承した、子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。また、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」を踏まえ、子どもと妊産婦を含むその保護者の健康を支援するものです。

本計画は「東みよし町総合計画」を上位計画とし、関連分野の個別計画における施策との調和を図り、地域共生社会の実現に向けて、個々の施策を推進します。

なお、この計画の主たる対象は、満 18 歳までの「子ども」と「保護者（子育て家庭）」とします。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く		思春期 ※一部対象	
子ども子育て支援法（中心対象年齢）								

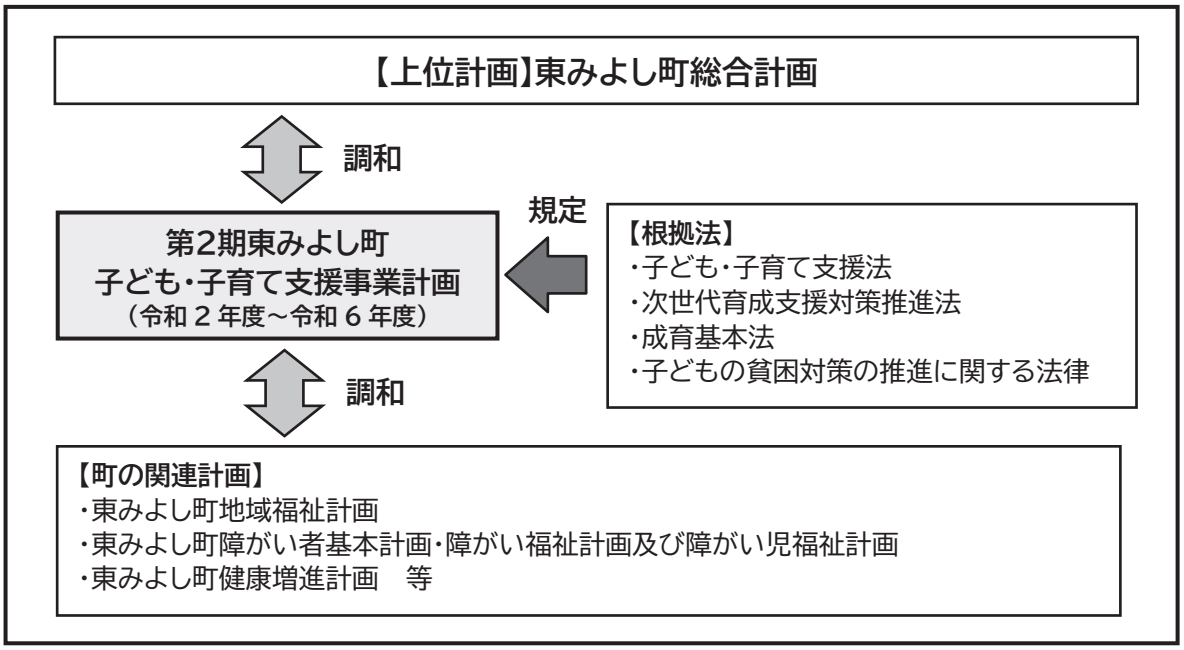

（２）次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年４月から平成 27 年３月までの 10 年間の時限立法として成立されましたが、平成 26 年の改正によりさらに 10 年間延長され、行動計画については任意策定となりました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。「市町村次世代育成支援行動計画」の中に「市町村母子保健計画」の内容も含まれていたため、同様に考え方を継承しています。

（３）子どもの貧困対策計画との関係

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律は、令和元年６月に成立し、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進することや計画を努力義務とすること等が追加されました。

本町では、子どもの貧困対策計画を本計画に内包されるものとして位置付け、施策・方針を推進していきます。

3　計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行います。

<table>
<tr><th>平成
22～26 年度</th><th>平成
27 年度</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>令和
元年度</th><th>２年度</th><th>３年度</th><th>４年度</th><th>５年度</th><th>６年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">東みよし町
次世代育成
支援行動計画</td><td colspan="5">第１期計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>改定</td><td colspan="5">第２期計画</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>改定</td></tr>
</table>

４　計画の策定にあたって

（１）アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小学校入学前（就学前）のお子さんを持つ保護者、小学生のお子さんを持つ保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	○小学校入学前（就学前）のお子さんを持つ保護者 ○小学生のお子さんを持つ保護者
調査実施期間	平成３１年２月
調査方法	郵送及び幼稚園、保育所、小学校を通じて配布・回収
調査数	○小学校入学前（就学前）のお子さんを持つ保護者　４７０世帯 ○小学生のお子さんを持つ保護者　３４８世帯
回収数（率）	○小学校入学前（就学前）のお子さんを持つ保護者　３３６世帯 （７１．５％） ○小学生のお子さんを持つ保護者　２６３世帯 （７５．６％）

（２）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者からなる「東みよし町子ども・子育て会議」を設置・開催して、本町における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

（３）パブリックコメントの実施

令和２年２月 17 日(月)～3 月 6 日(金)に東みよし町のホームページ等で計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

5　子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

（１）子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、現金給付の「児童手当の支給」、教育・保育給付の「施設型給付」並びに「地域型保育給付」及び子育てのための施設等利用給付の「施設等利用費の支給」に分かれます。

【子ども･子育て支援給付】

種類		対象事業
現金給付		児童手当の支給
教育・保育給付	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付		施設等利用費の支給

【地域子ども･子育て支援事業（法定 13 事業）】

事業名	状況	対象
①利用者支援事業	継　続	保護者
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	継　続	０～５歳
③妊婦健康診査	継　続	保護者
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	継　続	保護者
⑤養育支援訪問事業	継　続	０～17 歳
⑥子育て短期支援事業	継　続	０～17 歳
⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	継　続	０～11 歳
⑧一時預かり事業	継　続	０～５歳
⑨延長保育事業	継　続	０～５歳
⑩病児保育事業	継　続	０～11 歳
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	継　続	６～11 歳
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	－
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施	－

【歳児の考え方】

種類	対象事業
０～２歳児	年度当初の４月１日時点で０～２歳の子ども
３～５歳児	年度当初の４月１日時点で３～５歳の子ども
満３歳児	３歳の誕生日以後最初の３月 31 日までの間の子ども

（２）幼児教育・保育の無償化制度

３歳児から５歳児（小学校就学前）までの子どもを対象として保育料全額が無償となります。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第３子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。

預かり保育の利用料については、東みよし町から保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料を無償化することに加え、月額上限額 11,300 円までの範囲で無償となります。

３歳児から５歳児（小学校就学前）までの子どもが対象で、０歳から満３歳後最初の３月３１日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります（その場合の月額上限額は 16,300 円）。

（３）子どもの認定区分

子どものための教育・保育給付認定に加えて、子育てのための施設等利用給付認定が新設されました。

教育・保育給付認定は、保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定です。

施設等利用給付認定は、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定です。

新制度幼稚園、認定こども園を利用する際には、必ず教育・保育給付の１号認定を受け、支給認定証を交付されことになります。

預かり保育を利用する場合に無償化の対象となるためには、従来の１号認定とは別に無償化の実施に伴い新たに法制化された子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。こちらは、子どもの年齢や保育の必要性の有無によって、３つの区分に分かれており、預かり保育で無償化の対象となるためには、保育の必要性があることを要件とする新２号又は新３号の認定を受ける必要があります。

【教育・保育給付認定区分】

種類	内容
１号認定	満３～５歳児が、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
２号認定	満３～５歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
３号認定	満３歳児を除く０～２歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

【施設等利用給付認定区分】

種類	内容
新１号認定	満３～５歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）の保育料のみ無償化の給付を受けるために必要な認定
新２号認定	保育を必要とする理由に該当する３～５歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料を無償化の給付を受けるために必要な認定
新３号認定	市町村民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する０～２歳児が、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

【保育が必要な理由】

①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働）
②妊娠、出産
③保護者の疾病、障がい
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤災害復旧
⑥求職活動（起業準備を含む）
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑧虐待やＤＶのおそれがあること
⑨育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

第２章　本町の子ども・子育てを取り巻く状況

1　統計による東みよし町の状況

（１）人口や世帯の状況

①　人口ピラミッド

本町の性別・年齢５歳区分別の人口構成は、男女とも 65 歳以上の高齢層が多く、30 歳未満の若年層が少なくなっています。特に 20 歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

■人口ピラミッド

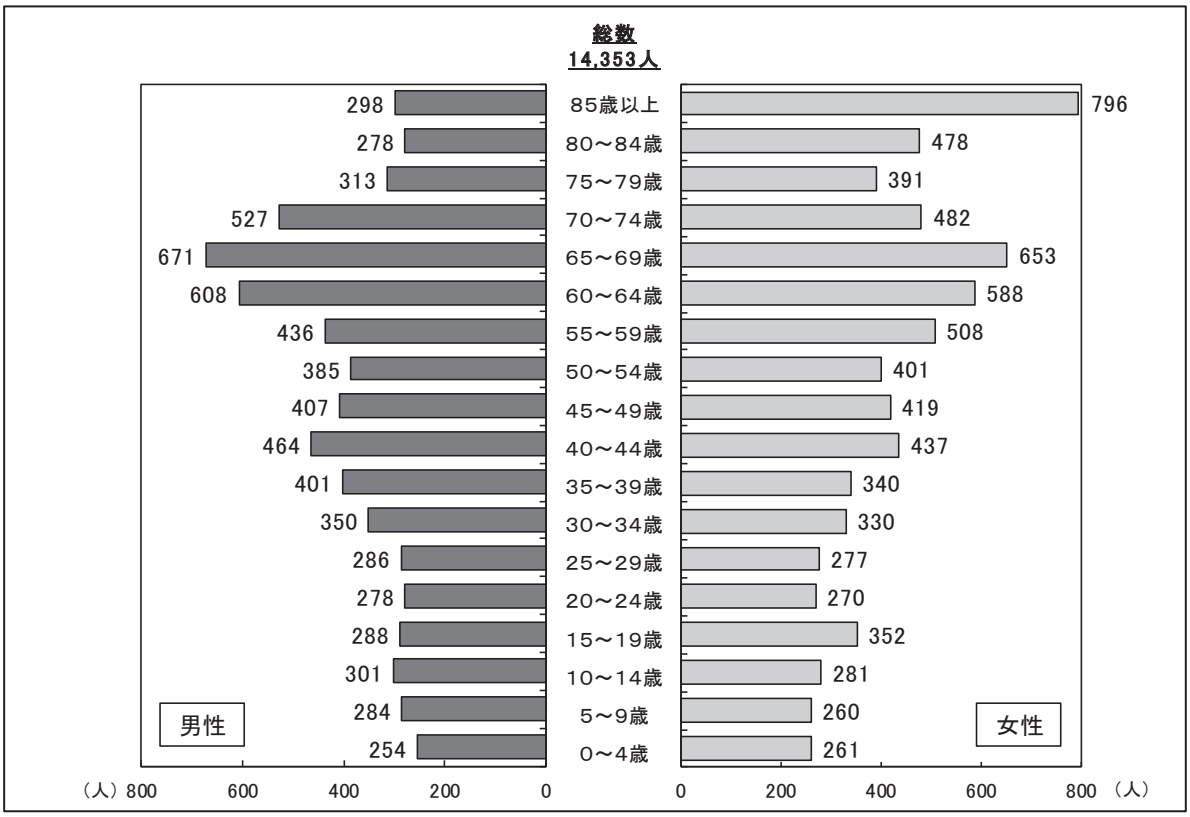

資料：住民基本台帳（平成31年4月1日）

② 人口の推移

本町の直近５か年の総人口の推移は年々減少しており、年少人口（０～14 歳）も同様に減少を続けています。また、年少人口（０～14 歳）の総人口に占める割合は、平成 31 年度で 11.4%となっています。

■総人口と年少人口（0～14 歳）の推移

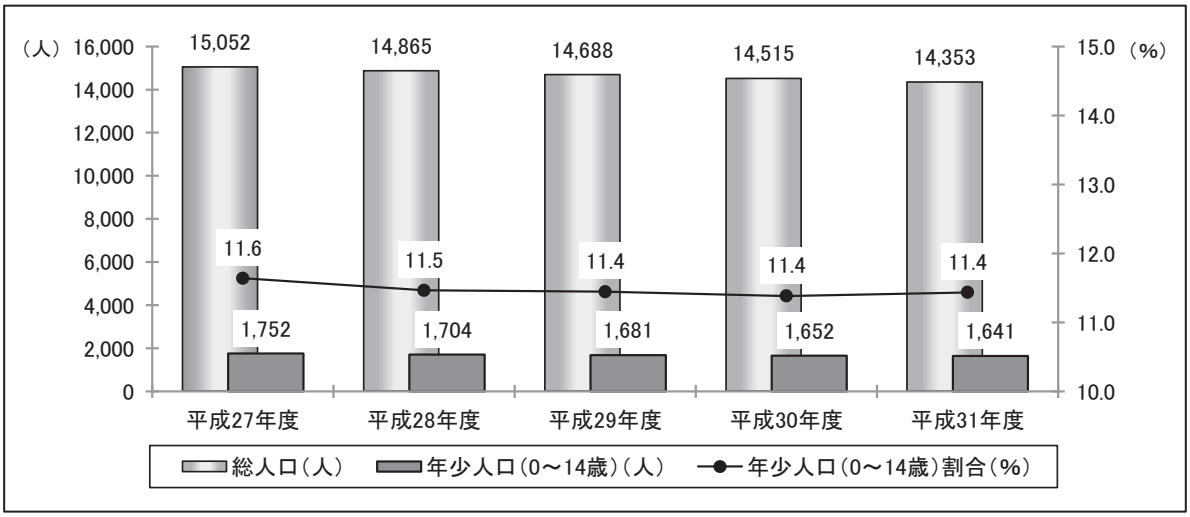

資料：住民基本台帳（各年度4月1日）

③ 出生の動向

本町の直近５か年の出生数は 86 人から 111 人程度で推移しており、増減を繰り返しています。出生率をみると、平成 28 年を除いて全国及び徳島県の出生率を下回る値で推移しており、平成 29 年には 5.9‰（パーミル）となっています。

また、合計特殊出生率は、全国及び徳島県の出生率を上回る値で推移しており、平成 29 年には 1.83 人（町独自算出）となっています。15 歳から 49 歳までの女性の人口が減少している中、出生数がほぼ横ばいとなっているため、上昇しています。

■出生数・出生率（人口千対）の推移

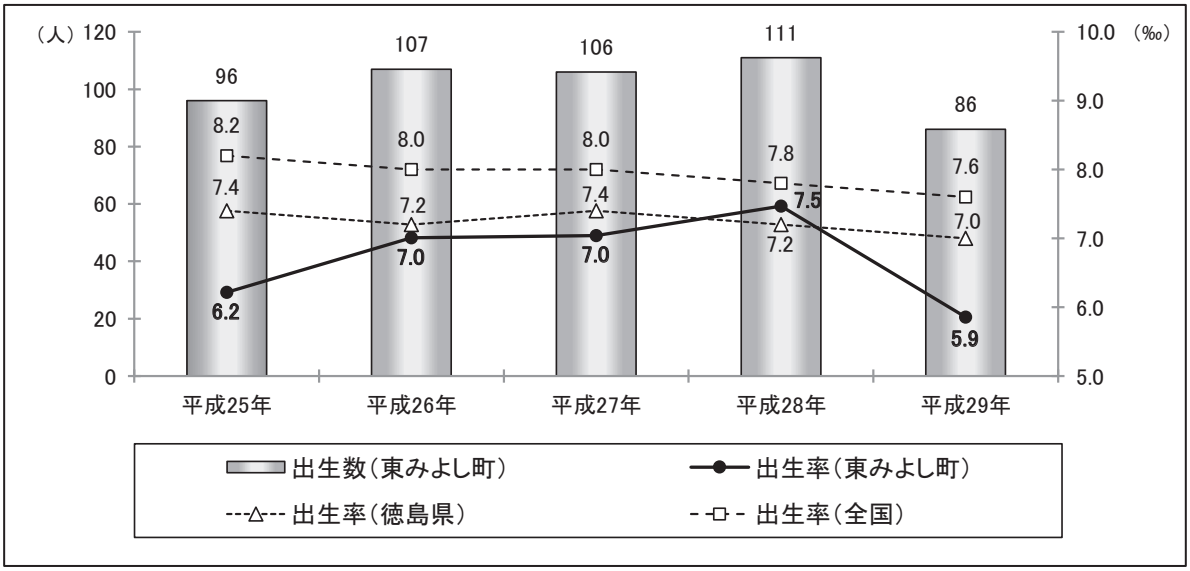

資料：「徳島県保健・衛生統計年報」、「徳島県年齢別推計人口」

■合計特殊出生率の推移

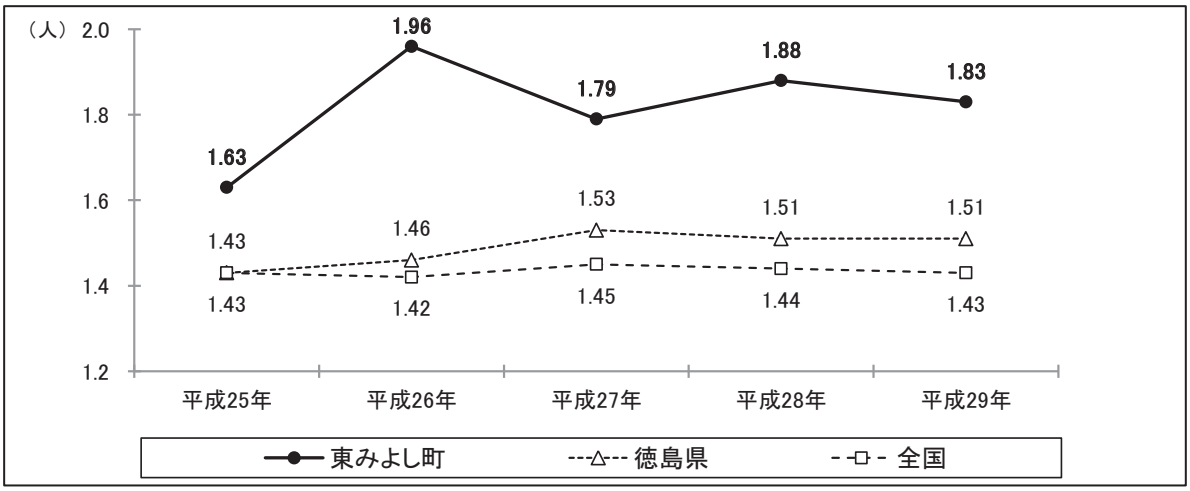

資料:「徳島県保健・衛生統計年報」、「徳島県年齢別推計人口」

④ 人口動態の推移

出生から死亡を差し引いた自然増減は、平成 25 年度から 29 年度にかけていずれもマイナスとなっています。また、転入から転出を差し引いた社会増減も、平成 25 年度から 29 年度にかけていずれもマイナスとなっており、人口増減は毎年 120 人から 200 人程度の人口減となっています。

■人口動態の推移

（単位:人）	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成25年	▲128	96	203	▲107	414	435	▲21
平成26年	▲189	107	209	▲102	335	422	▲87
平成27年	▲203	106	211	▲105	346	444	▲98
平成28年	▲151	111	202	▲91	346	406	▲60
平成29年	▲186	86	239	▲153	355	388	▲33

資料:人口動態統計、住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査

⑤ 世帯の状況

一般世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年には 5,310 世帯になっています。

一方、1 世帯当たり人員は徳島県を上回っていますが、核家族化の進展などにより年々減少傾向にあり、平成 7 年には 3.22 人でしたが、平成 27 年には 2.61 人となっています。

■世帯数・世帯人員の推移

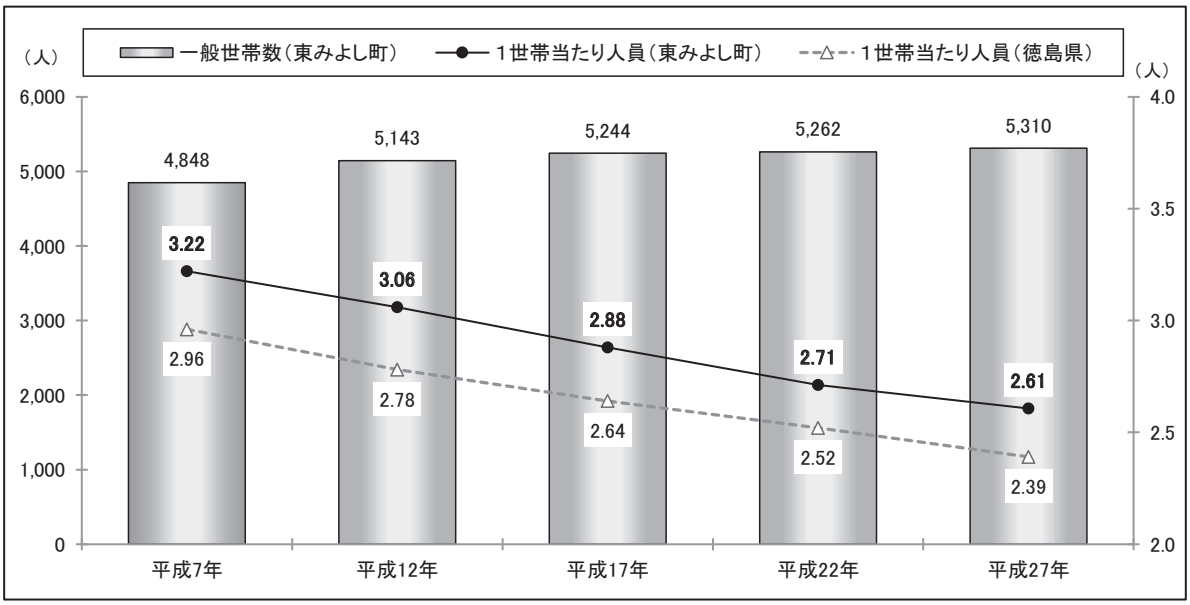

資料：国勢調査

■世帯構成（平成 27 年）

単位（世帯）	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯					非親族を含む世帯
			核家族世帯				核家族以外の世帯	
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
東みよし町	5,310	1,358	1,231	1,242	83	421	947	28
	100%	25.6%	23.2%	23.4%	1.6%	7.9%	17.8%	0.5%
徳島県	100%	32.2%	20.9%	24.8%	1.4%	7.8%	11.9%	1.0%
全　国	100%	34.6%	20.1%	26.9%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%

資料：国勢調査

■ひとり親世帯（平成 27 年）

単位（世帯）	世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
東みよし町	5,325	97	1.8%	14	0.3%
徳島県	305,754	4,614	1.5%	556	0.2%
全　国	53,448,685	754,724	1.4%	84,003	0.2%

資料：国勢調査

（２）結婚・就業の動向

① 婚姻・離婚の動向

直近５か年の婚姻件数は平成 25 年度の 70 件に比べ、平成 29 年度では 46 件と減少しています。一方、離婚件数は平成 28 年度の 27 件と直近５か年で最も多くなりましたが、平成 29 年度では 17 件となっています。

15～49 歳の未婚率は、男性では女性より未婚率が高く、また増加幅が大きく、平成 17 年では 45.6％だったのに対し、平成 27 年では 51.2％と 10 年間で 5.7 ポイントも増加しています。また、男女ともに徳島県を下回る数値となっています。

■婚姻件数と離婚件数の推移

（単位：件）	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻件数	70	53	69	38	46
離婚件数	24	24	17	27	17

資料：人口動態統計

■未婚率（15～49歳）の推移

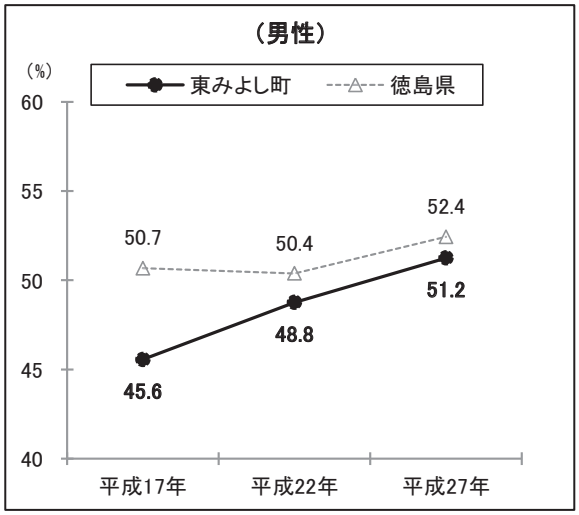

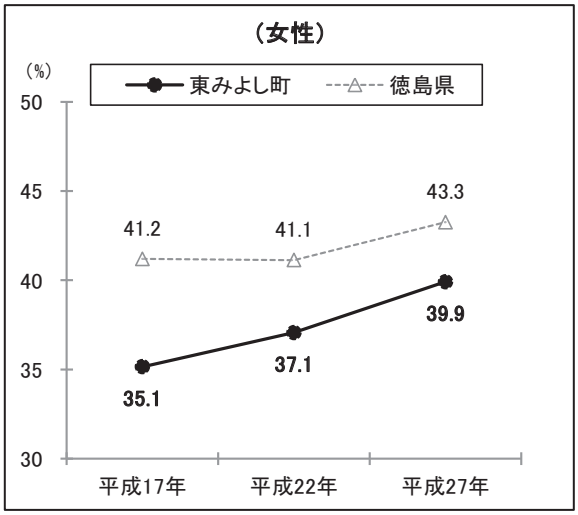

資料：国勢調査

② 女性就業率の状況（平成 27 年）

女性就業率の状況をみると、全国においては、婚姻や出産を機に職を離れる人が多いことを示す『M字カーブ』が描かれていますが、本町においてはわずかにしかみられません。

また、20 歳以上の年齢層では、全国、徳島県に比べて就業率が高く、婚姻後、出産後も変わらず就労する女性が多いことがうかがえます。

■女性の就業率（平成 27 年）

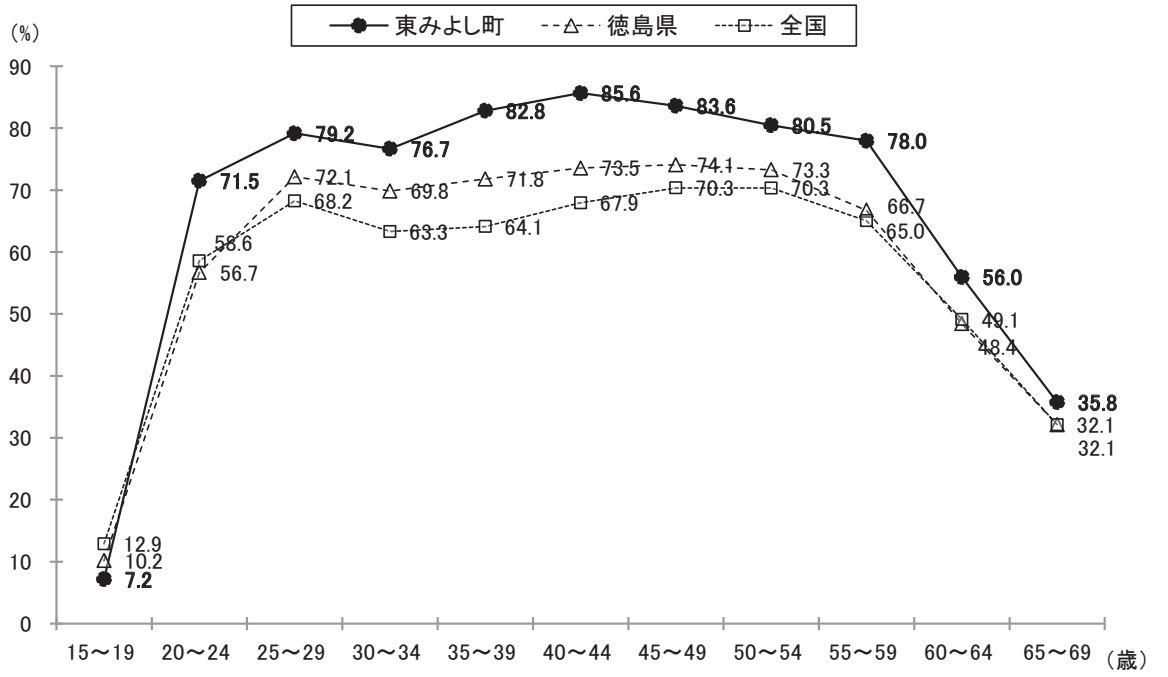

資料：国勢調査

（３）保育所及び幼稚園の状況

① 認可保育所の状況

本町には平成 31/令和元年度現在、認可保育所が３か所（みかも保育所・みのだ保育園・みのり乳児園）あり、定員数は 430 人となっています。

３～５歳の未就学児童数は、平成 27 年度より減少しているものの、０～２歳の未就学児童数は横ばいで推移しており、それぞれの年齢での入所者数も同様の傾向となっています。

全体の在籍率は平成 30 年度に定員増の整備をしたため、若干減少していますが、入所率は平成 27 年度の 60.0%から平成 31/令和元年度には 63.8%と増加傾向となっています。うち３歳から４歳に限っては、90%近くの利用率となっています。

■認可保育所の定員数と入所児童数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度
認可保育所数（か所）		4	3	3	3	3
定員数（人）		390	400	400	430	430
入所者数（人）	０～２歳	174	193	220	202	188
	３～５歳	220	196	166	185	197
	計	394	389	386	387	385
在籍率（%）	０～２歳	44.6%	48.3%	55.0%	47.0%	43.7%
	３～５歳	56.4%	48.8%	41.3%	43.0%	45.8%
	計	101.0%	97.3%	96.5%	90.0%	89.5%
未就学児童総数（人）	０～２歳	297	302	314	290	294
	３～５歳	360	349	313	306	309
	計	657	651	627	596	603
	うち３～４歳	257	221	189	207	221
入所率（%）	０～２歳	58.6%	63.9%	70.1%	69.7%	63.9%
	３～５歳	61.1%	56.2%	53.0%	60.5%	63.8%
	計	60.0%	59.8%	61.6%	64.9%	63.8%
	うち３～４歳	85.6%	88.7%	87.8%	89.4%	89.1%

資料：東みよし町福祉課

② 公立幼稚園の状況

入園者数の推移をみると、平成 27 年度の 102 人から平成 31/令和元年度には 89 人と減少しています。

未就学児童（３～５歳）総数に対する利用率をみると、平成 27 年度の 28.3%から平成 31/令和元年度では 28.8%へと増加傾向にあります。うち５歳児に限っては、100%近くの利用率となっています。

■幼稚園の入園児童数の推移

単位（人、%）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度
公立幼稚園数（か所）	4	4	4	4	4
入園者数	102	127	125	98	89
未就学児童（３～５歳）総数	360	349	313	306	309
うち５歳（人）	103	128	124	99	88
利用率（%）	28.3%	36.4%	39.9%	32.0%	28.8%
うち５歳（%）	99.0%	99.2%	101.0%	99.0%	101.1%

資料：東みよし町教育委員会学校教育課

（４）主な子育て支援施策の概況

① 子育て支援サービス

本町では、地域子育て支援センターを２か所設置しています。また、三好市にある子育て支援事業「にこにこ」も利用しています。利用延べ人数は、平成 27 年度から増減を繰り返しながらほぼ横ばいに推移しています。

平成 31/令和元年度の見込みでの利用延べ人数は、平成 30 年度に比べて若干減少すると見込まれています。

■地域子育て支援センターの利用人数（延べ人数）

単位（人回）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度
みかも保育所内 地域子育て支援センター	474	576	410	456	400
みのり乳児園内 地域子育て支援センター	1,766	3,516	2,480	1,797	1,800
子育て支援事業 「にこにこ」	468	413	172	595	500

資料：東みよし町福祉課

② 保育サービス

平成 31/令和元年度の保育サービスの実施状況は、０歳児保育及び障がい児保育は３か所、延長保育２か所、外国人等保育１か所、病後児保育１か所となっています。

■保育サービスの実施状況

単位（か所）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度
通常保育（か所）	4	3	3	3	3
0歳児保育（か所）	4	3	3	3	3
延長保育（か所）	2	2	2	2	2
病後児保育（か所）	1	1	1	1	1
障がい児保育（か所）	4	3	3	3	3
外国人等保育（か所）	1	1	1	1	1

資料：東みよし町福祉課

③ 子育て支援ネットワーク

地域では、民生児童委員、主任児童委員が地域住民の相談に応じたり、町や県福祉事務所をはじめ関係機関との調整を図るなど、必要な支援を行っています。

■民生児童委員数の推移

単位（人）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度
民生児童委員	38	38	38	38	38
主任児童委員	2	2	2	2	2

資料：東みよし町福祉課

2　将来推計人口の状況

将来推計人口をみると、総人口は年々減少し、令和 10 年度には 12,683 人との推計となっており、特に０～14 歳、15～64 歳人口の減少が著しくなっています。

また、０歳児～11 歳児の児童推計人口は、計画の最終年度である令和６年度で０～５歳が 536 人、６～８歳が 303 人、９～11 歳が 308 人で、11 歳までの子どもの人口は合計 1,147 人と推計しています。

■令和 10 年度までの人口推計

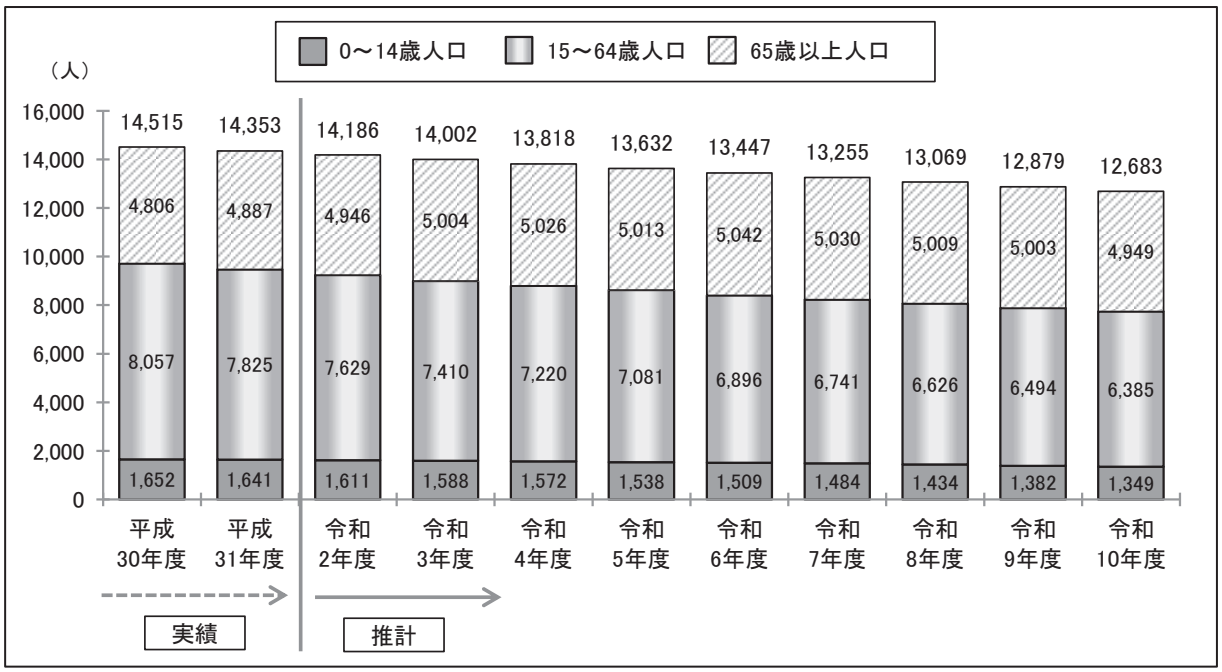

資料：【実績】住民基本台帳（各年度4月1日）
【推計】平成 27～31 年度実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

■令和6年度までの児童推計人口＜0歳児～11 歳児＞

単位（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～11歳児推計人口	1,268	1,245	1,230	1,190	1,147
0歳児推計人口	88	84	81	78	74
1・2歳児推計人口	197	199	181	174	168
3～5歳児推計人口	325	302	305	295	294
0～5歳児推計人口	610	585	567	547	536
6～8歳児推計人口	316	304	309	326	303
9～11歳児推計人口	342	356	354	317	308

3　アンケート調査結果の概要

（１）お子さんとご家族の状況

主に子育てをしている人は、就学前・小学生ともに「母親」が最も多く、次いで「父親」、「祖母」となっています。

■主に子育てをしている人

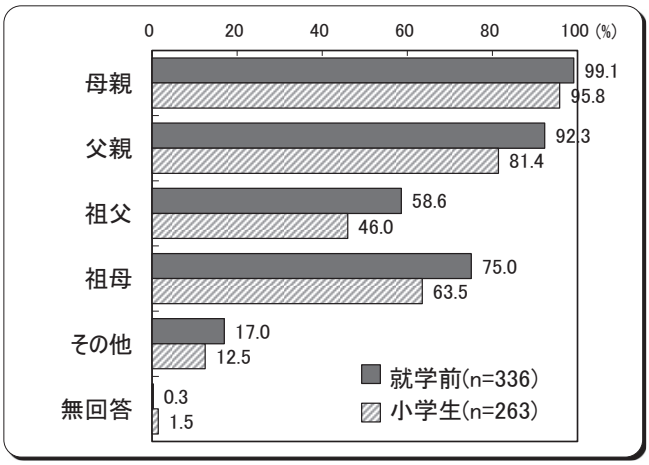

（２）子どもの育ちをめぐる環境

子育て（教育を含む）に関する相談先について、就学前・小学生ともに「祖父母等の親族」が最も多く、次いで「友人や知人」となっています。

■子育て（教育を含む）に関する相談先

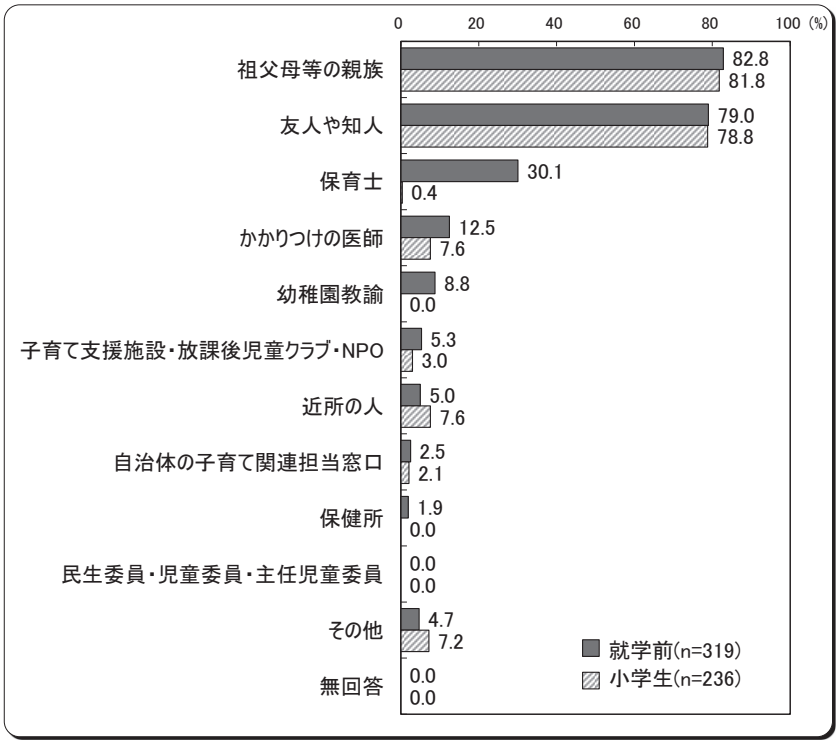

子育て（教育を含む）をするうえで、周囲（身近な人、行政担当者など）に望むサポートについて、主な意見は以下のとおりとなっています。

■子育て（教育を含む）をするうえで、周囲に望むサポート【就学前】

No.	内容
1	毎日子ども達、主人のお世話で忙しく、リフレッシュする時間がなく、子どもを月に１日でも安心して預けられる場所があれば、もう１人子どもを作っても頑張れると思えます。
2	育児用品の無料での貸し出し、援助。
3	乳児健診時などに、同じ月齢、近い月齢の子どもを持つ保護者と会話できるような場所（機会）。
4	同じ年齢の子達が集まり、友達作りや情報交換が出来るイベントや場所作りがあれば助かる。
5	子育てもする人が病気、怪我等で子どもの世話ができないとき、家に来て子どもの世話、送迎、家事（ご飯支度）をしてくれる人を派遣してほしい。
6	町外や県外から来た人は知人等が少ないのでお母さん同士が交流できる場を設けてあげたり、保育所に入ると支援センターを利用できないので、そういう機会が少ないように思います。
7	医療費無料の期間の改善。保育園申込時期を増やしてほしい。
8	気軽に同世代の子を持つ保護者が子ども達を一緒に遊ばせることができる場や機会の充実。
9	子どもを育てるうえで同じ世代の子どもを持つママ同士で話をしたりするのが一番心強いので、保護者同士、子ども同士触れ合える場をもっと作ってもらえたらいいなと思います。
10	ちょっとした悩みや疑問等を相談できる窓口みたいなところ(ライン等）があればいいと思う。 また、病気等で受診した方がいいのかどうか判断してくるところ（写真でこういう状態であるけど、受診するべきかどうかの判断）。
11	交通量の多い場所は、（安全のため）付き添いで大人と一緒に登下校する。
12	つるぎの「あんりーる」のような気軽に利用できる居場所がほしい。ファミサポの一時預かりなどは利用しづらい(どんな被害にあうか分からず）。年末年始や土日も保育所や児童館を開けてほしい。現代の雇用形態に合っていない。お盆など給食がなく弁当作りで負担を感じる。週 1 や月 1 でもいいので地域の方に 1 時間や 2 時間など見てもらえる企画があれば助かります。子ども食堂もほしいです。
13	子育てをしている人が気軽にいつでも集まれる場所があると助かると思います。そこに安全に遊ばせられるところ、保護者は少しでも座って話をしたりお茶をのんだり出来る場所があるといいと思いました。無料ではなく維持費の足しになるように 200～300 円程度集めてくれてもいいので小さな子どもを見ている保護者にとっては家以外の場所で気分を変えてみたい時もあると思います。
14	予防接種を全て強制（おたふくかぜ、ロタ、インフルエンザ等）にしてほしい。
15	母親だけで家に閉じこもって子育てをしているとストレスを感じたり社会からの孤独を感じて苦しくなってしまうので何か子育てを支援する教室やイベントがあったり、積極的に関わってきてくれる人がいれば有難いなと思います。
16	切迫した時に相談する環境はあると思うのですが、そうなる前の気軽に相談できる場があると良いと思います。乳幼児健診で職員の方からテキスト通りの事を聞くだけでなく、幼稚園に入るまで他の家庭や子どもについて話し合う機会が無いので。グループワーク等があると良い。
17	子どもが病気の時に預けられる病児保育があれば良いと常に考えています。
18	児童クラブの預かり時間が 19 時までだと助かる。また、ファミサポの助成金があれば助かる。
19	学校の下校後も仕事から帰宅するまでの保育期間→児童クラブは 4 年生までなので卒業までは色々と心配。
20	色々な人の考えを耳にできるような場(サークル等）。私自身、子どもと家だけではなくサークルに参加してママ友や先生などに気軽に話しできたことが自分の心が軽くなって良かったから。

No.	意見内容
21	保育園などでも面談などしてほしい。子供の送迎などで先生方に会うが玄関では話しづらいこともある。幼稚園でも小学校、中学校でも面談はあるのに、と感じてしまう。特に乳児、幼児のことで悩む方も多い。虐待、発達のことなど早期に情報を共有し、子ども達のためのサポートがあればと思う。
22	子どもが病気の時など休みが取りやすい職場環境。
23	習い事（ダンス、体操）遊びながら学べる環境や雨が降ったときの室内で遊べる施設。
24	子どもが遊べる施設や遊具を揃えてほしい。病児保育を簡単に利用できるようにしてほしい。

■子育て（教育を含む）をするうえで、周囲に望むサポート 【小学生】

No.	意見内容
1	病気の時にどうしても仕事が休めない時にみてもらえると助かります。
2	1番は金銭的なサポートが欲しいです。義務教育が終わるまでは医療費無料。基本給では手取りに対しての補助。入学、入園の時の用品を買いそろえる時の補助。それがあれば本当にうれしいです。
3	教育の取り組みの強化。学習に関して行政や学校が定期的に相談できる場を作って欲しい。子育て中に申請や手続きをしなければならず訪問などのサービスがあれば助かります。
4	高学年になると反抗期に入り、父親がいる家庭はまだいいのですが、母一人子一人になると本当に相談する人もいないし、一人で悩んでしまい学校の先生に相談するようになります。気軽に相談できる場所があれば良いと思います。
5	サービス業の方は仕事と子育てを両立させるためにはファミリー・サポート・センターなどの利用がないと仕事が出来ません。金銭的な負担も多いです。半分でもファミサポの料金を町が負担するとか何か支援が欲しいです。みかも保育所も送迎バスを導入してほしいです。少しでもお母さんが働きやすい環境になるよう新しい取り組みがあると良いなと思います。
6	登下校時、横断歩道など危険な場所に毎日見守り誘導してくれる人が居ると安心。
7	放課後を利用した学習のサポート、元教師の方など協力して下さる方を募って指導して頂けるとありがたい。
8	支援を要する子どもについて、高校卒業までは一貫したサポートが必要。進路の決定時や高校を卒業する時、保護者や子どもの様子が分かっていないと支援することは困難であると思う。保護者と同じペースでその子の成長を見守り、アドバイスをしていく事が重要。きめ細やかな支援の為にはどんどん保健師やスクールカウンセラーを増やすべきだと思う。
9	児童クラブで6年生までみてもらえるようにしてほしいです。4年生からは児童クラブがないので家に誰もいないので不安です。
10	保護者同士の情報交換や親睦の場があり、気軽に参加できる環境があると良い。
11	給食費の無料化、学校で使用する物の無料化。
12	病児保育がもう少し近くにあれば嬉しいです。
13	長期休暇中に学校や役場、公民館等で子どもが楽しく参加できる催し物があれば良いと思います。また帰宅、下校時間に子どもの見守りをして下さる方が増えればありがたいと思います。
14	朝は交通安全指導員の方々が挨拶や交通の誘導をしてくれて助かっていますが下校時も見守り隊みたいな方がいてくれたら安全、安心だと思います。
15	親身な対応、相談しやすい体制づくりをしてほしい。行政に相談するには敷居が高い感じがするので保健師などが学校行事にも参加して普段から関係を構築してほしい。個人からではなく行政側からサポートをするようにしてほしい。
16	インフルエンザワクチンなど公費負担外の予防接種の助成。

（３）保護者の就労状況

保護者の就労状況は、就学前・小学生の母親・父親ともに「フルタイムで就労している」が最も多く、就学前・小学生の母親は「パート・アルバイト等で就労している」が３割程度となっています。

■保護者の就労状況

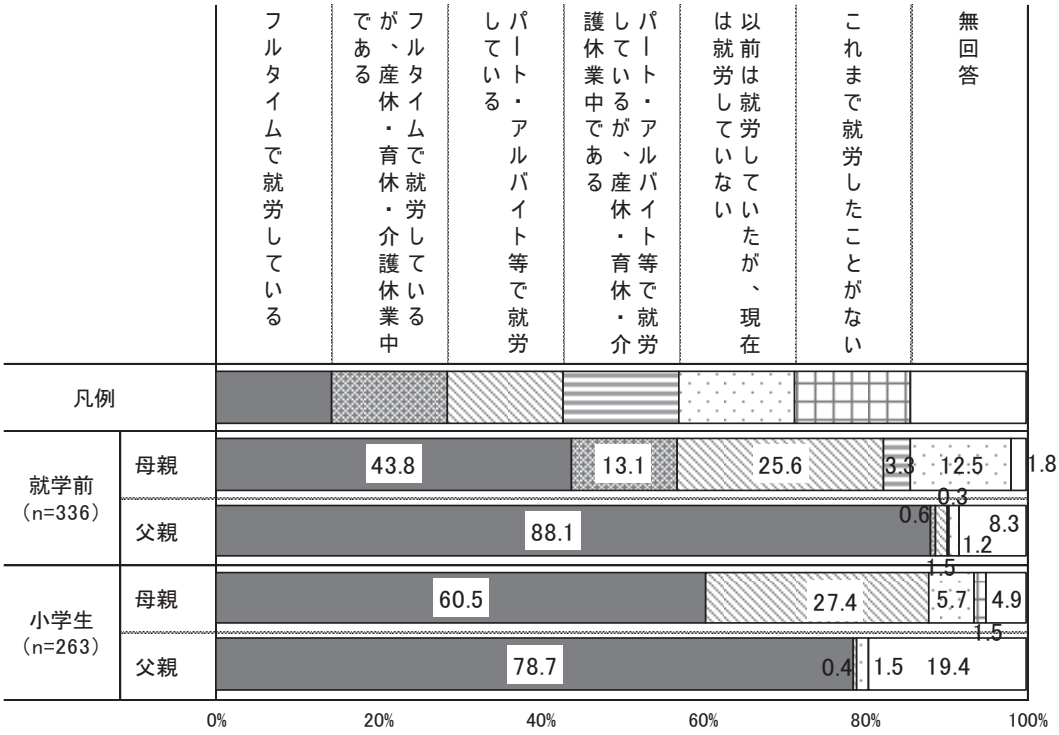

（４）仕事と生活の調和

自己実現のための時間が十分にとれているかについて、就学前・小学生の母親・父親ともに「とれていると思う」が「とれているとは思わない」を上回っています。

■自己実現のための時間が十分にとれているか

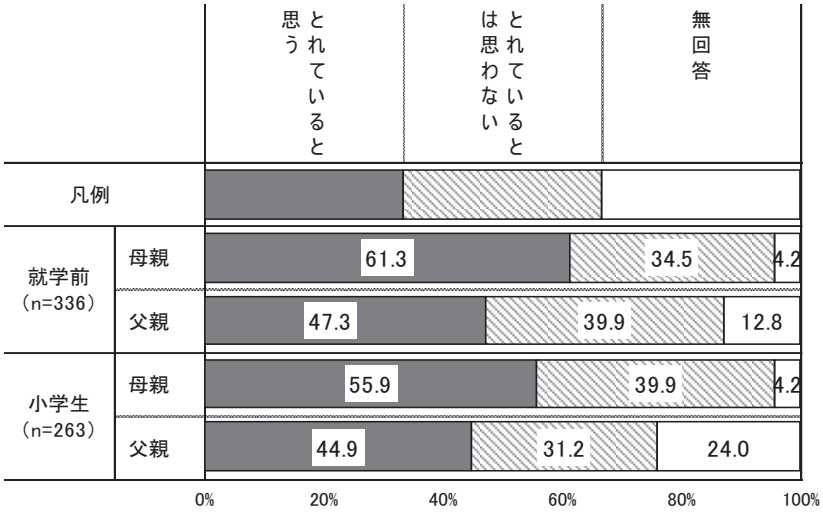

仕事と子育ての両立をはかるために、職場において最も必要なものについて、就学前では母親は「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」（39.9%）、父親は「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」（36.9%）がそれぞれ最も多くなっています。

一方、小学生では母親・父親ともに「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」が最も多く、次いで「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」となっています。

■仕事と子育ての両立をはかるために、職場において最も必要なもの

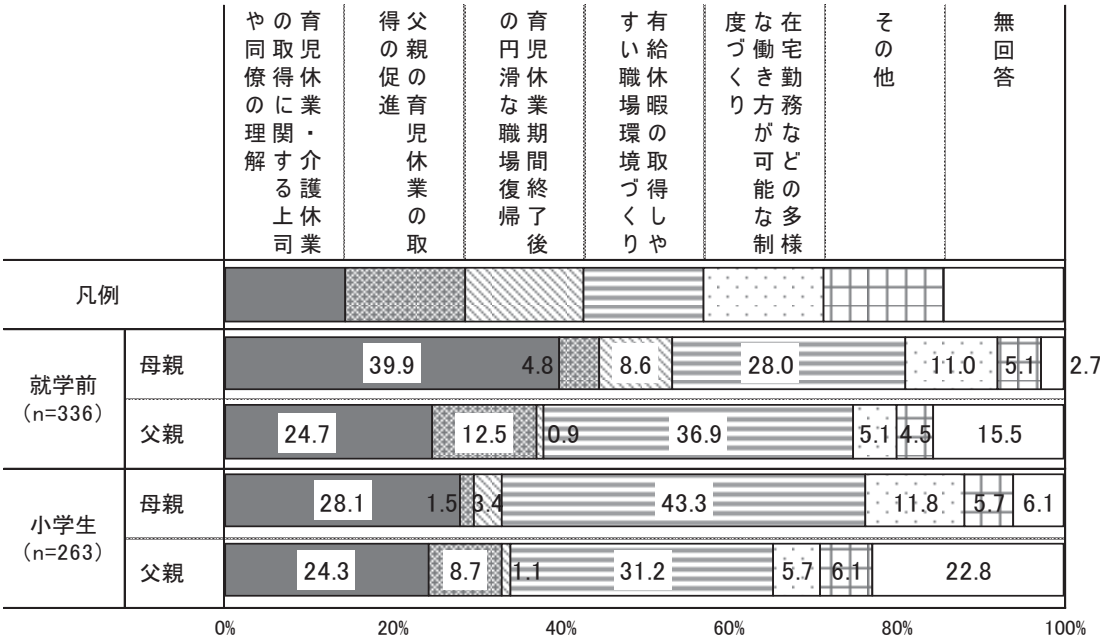

（５）子育て支援サービスの認知度・利用有無・利用意向

子育て支援サービスの認知度（『知っている』と回答）について、「発達相談、育児相談」（88.7%）が最も多く、次いで「地域子育て支援センター」（82.1%）、「赤ちゃん訪問」（78.9%）となっています。

子育て支援サービスの利用有無（『利用したことがある』と回答）について、「赤ちゃん訪問」（58.3%）が最も多く、次いで「地域子育て支援センター」（36.0%）、「発達相談、育児相談」（32.4%）となっています。

子育て支援サービスの利用意向（『利用したい』と回答）について、「発達相談、育児相談」（68.8%）が最も多く、次いで「地域子育て支援センター」（61.9%）、「保育所の園庭等の開放」（60.1%）となっています。

■子育て支援サービスの認知度・利用有無・利用意向

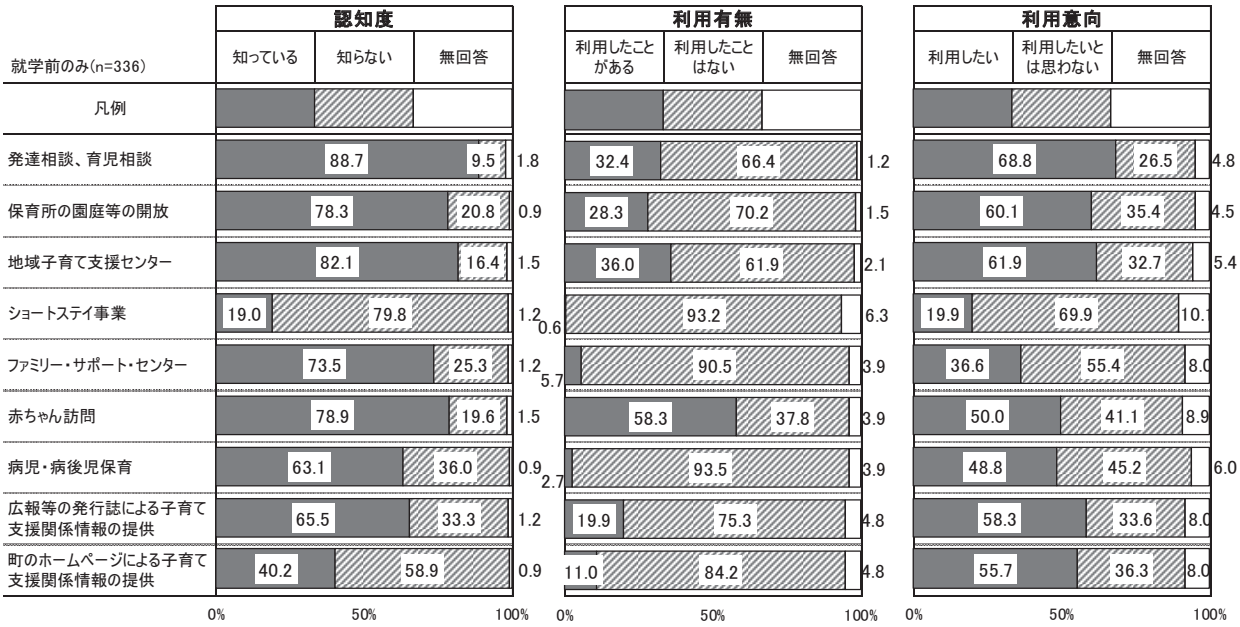

（６）教育・保育事業の利用状況

幼稚園や保育所などの「教育・保育事業」の利用の有無について、「利用している」が82.7％、「利用していない」が16.1％となっています。

■教育・保育事業の利用の有無

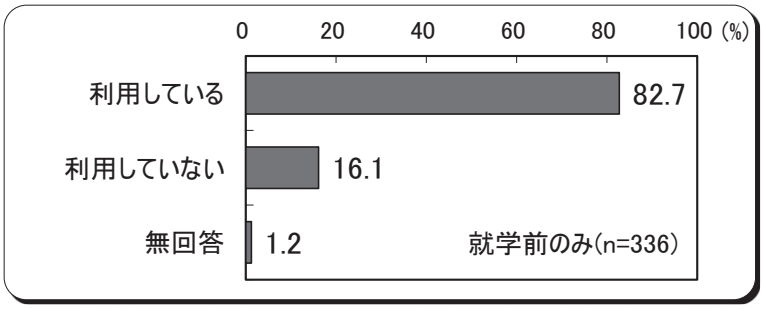

平日に定期的に利用している事業について、「認可保育所」（75.9％）が最も多く、次いで「幼稚園」（20.1％）、「放課後児童クラブ」（19.4％）となっています。

また、平日に定期的に利用したい事業について、「認可保育所」（65.8％）が最も多く、次いで「幼稚園」（52.4％）、「放課後児童クラブ」（46.4％）となっています。

■平日に定期的に利用している事業

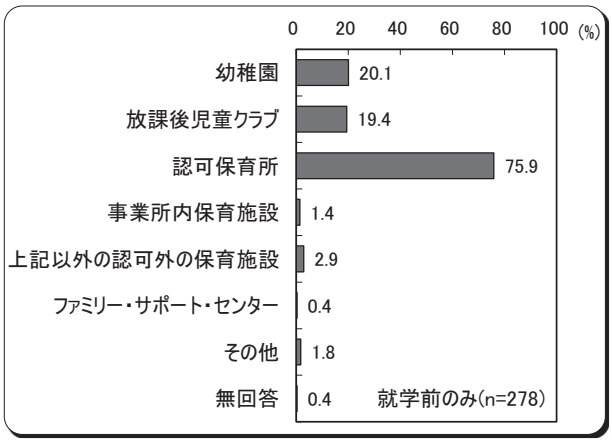

■平日に定期的に利用したい事業

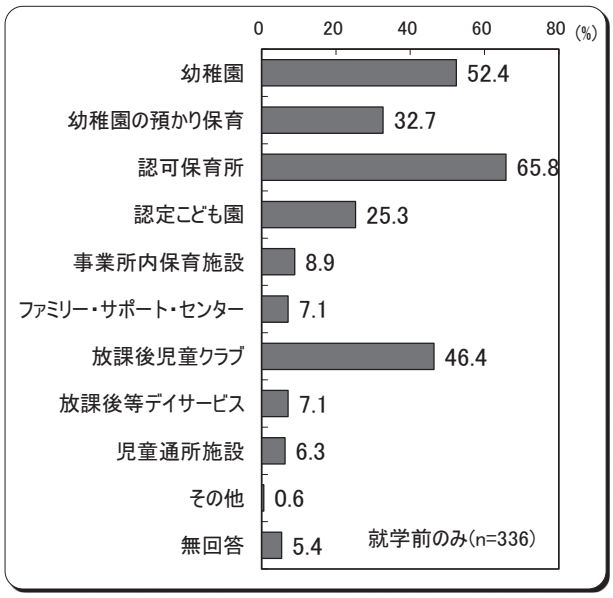

（７）職場の両立支援制度

育児休業の取得状況について、母親では「取得した（取得中である）」（51.8%）が最も多く、父親では「取得していない」（83.3%）が最も多くなっています。

■育児休業の取得状況

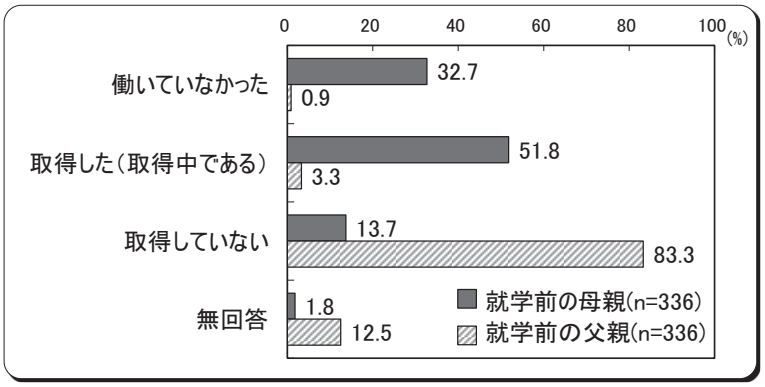

育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」（23.9%）が最も多く、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」（35.0%）が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」（31.8%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（28.9%）となっています。

■育児休業を取得していない理由

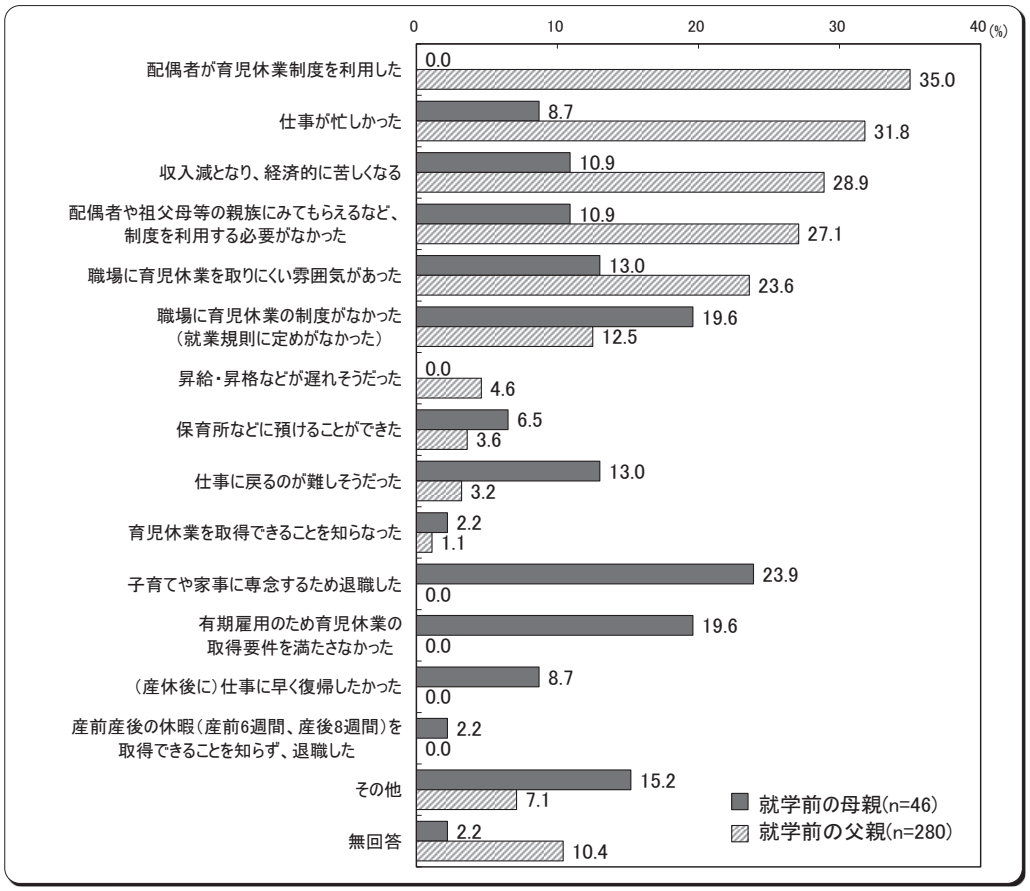

（８）子どもに対するに虐待

児童虐待を発見した場合の通報の有無について、就学前・小学生ともに「通報する」が８割以上と最も多くなっています。

■児童虐待を発見した場合の通報の有無

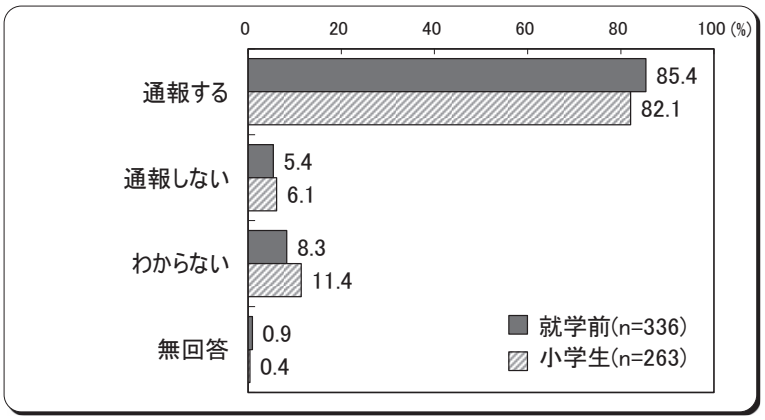

児童虐待を発見した場合の通報先について、就学前・小学生ともに「警察」が最も多く、次いで「児童相談所（徳島県西部こども女性相談センター)」、「自治体の担当課（福祉課)」となっています。

■児童虐待を発見した場合の通報先

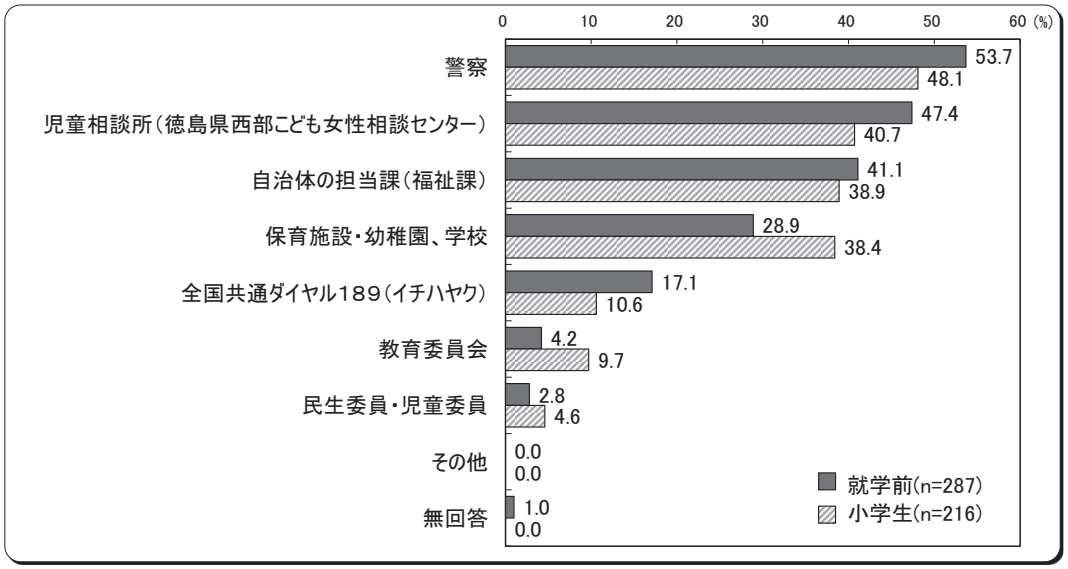

（９）子育てに関する悩みや不安感

子育てに関する楽しみや不安感について、「楽しみや喜びを感じる」は就学前では71.1%、小学生では55.1%となっており、「不安や負担を感じる」は就学前では15.2%、小学生では22.1%となっています。

■子育てに関する楽しみや不安感

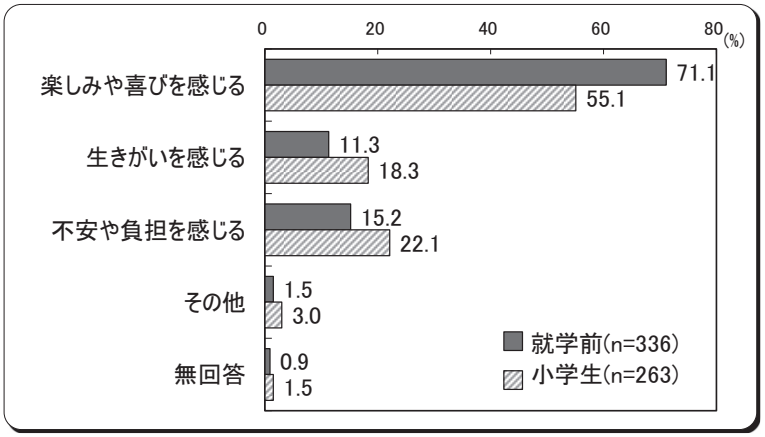

子育てで日頃悩んでいることや気になることについて、就学前では「自分の時間が十分にもてない」（54.8%）が最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のことに心配がある」（49.4%）となっています。

一方、小学生では「子どもの勉強や進学のことに心配がある」（64.7%）が最も多く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」（52.4%）となっています。

■子育てで日頃悩んでいることや気になること

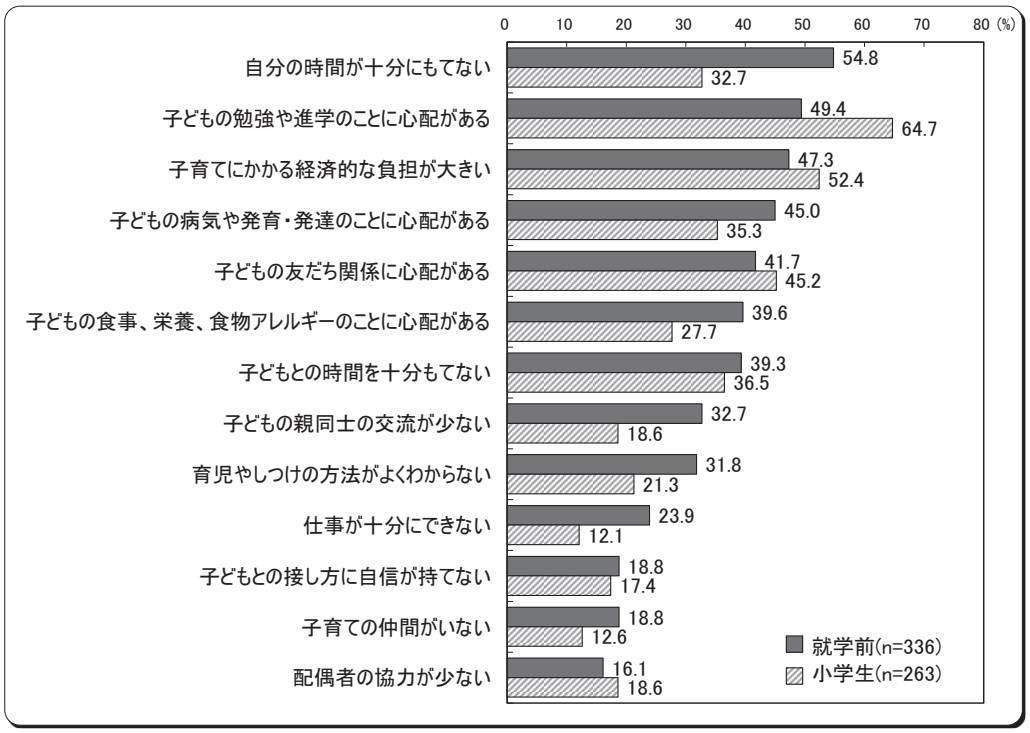

（10）幼児教育・保育の無償化

保育料等の無償化に関する考えについて、「将来的には無償化賛成だが、まず国全体で保育現場の問題解決をしてほしい（待機児童、保育士不足等）」（43.2%）が最も多く、次いで「早急に全年齢の保育料を無償化してほしい」（39.9%）となっています。

■保育料等の無償化に関する考え

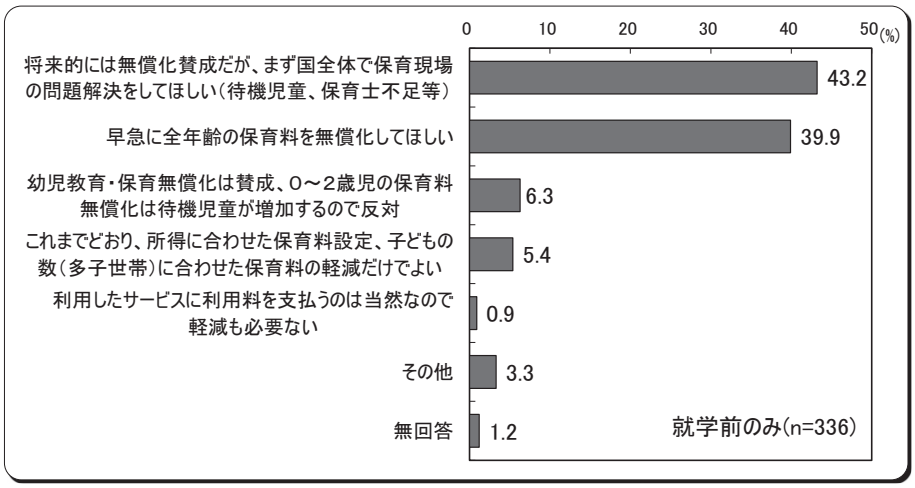

（11）産前産後のサポート

産前産後のサポートとして利用したいと思うサービスについて、「いつでも親子が保健師・助産婦等の相談やケアを受けられる」（45.2%）が最も多く、次いで「産後すぐの母乳育児等への助言や支援」（31.8%）となっています。

■利用したいと思うサービス

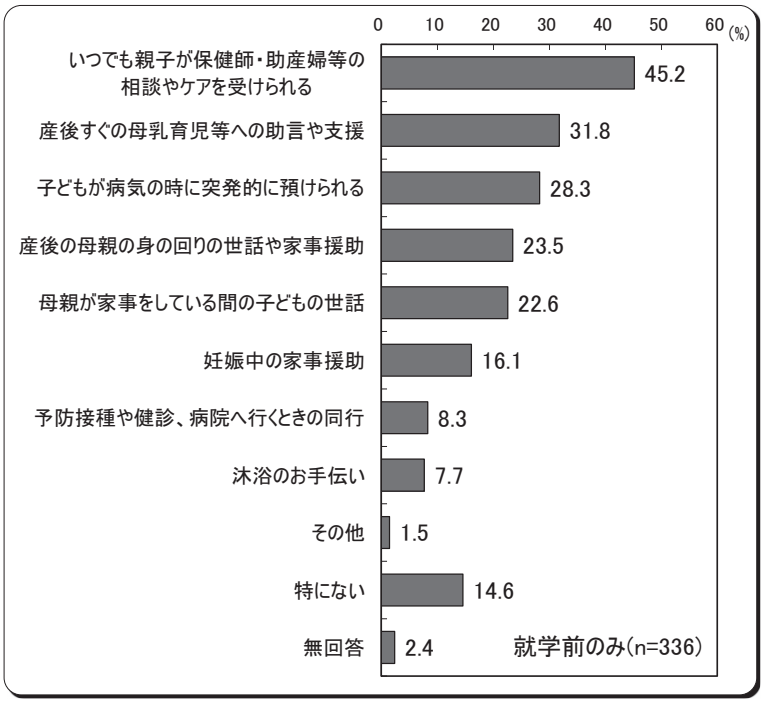

（12）発達支援

発達の遅れなど、集団生活をするうえで支援が必要な子どもの受け入れに対して優先すべきことについて、就学前・小学生ともに「専門的な対応ができるスタッフの確保・質の向上」が最も多く、次いで「集団生活を送る周囲の子どもたちや保護者の理解」となっています。

■支援が必要な子どもの受け入れに対して優先すべきこと

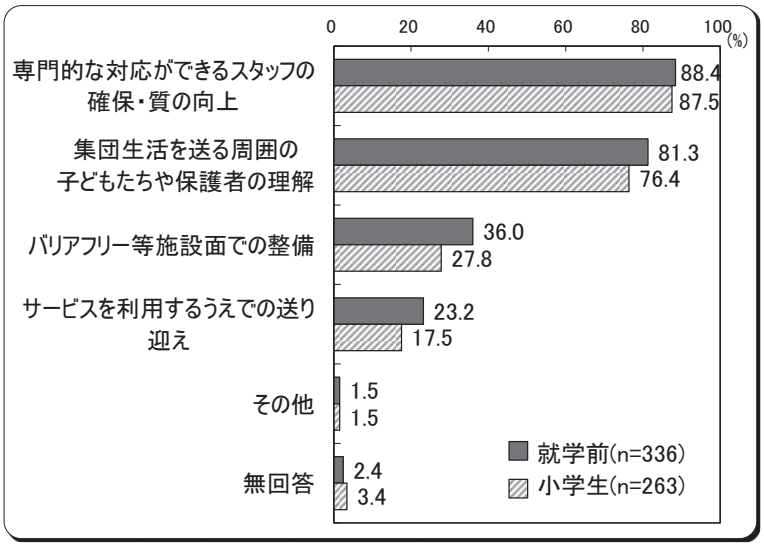

（13）子育て全般

町の子育て環境への満足度について、「満足している」と「やや満足している」を合わせた【満足している】は就学前で 52.4%、小学生で 59.3%となっており、「やや不満である」と「不満である」を合わせた【不満である】は就学前で 44.1%、小学生で 37.6%となっており、就学前・小学生ともに【満足している】割合が高くなっています。

■町の子育て環境への満足度

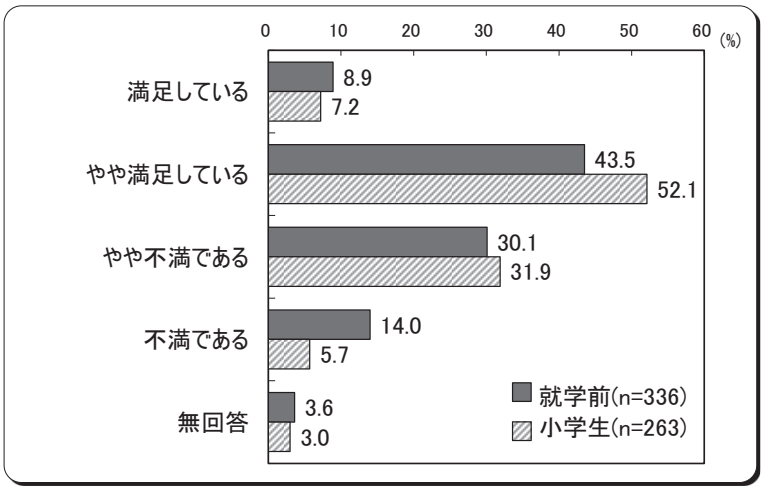

（14）子どもに関する施策

町が重点的に取り組む必要が高い子育て支援の環境づくりに対する施策について、就学前では「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育等）」（52.1%）が最も多く、次いで「放課後児童クラブ、子ども教室の充実（枠の拡大や時間の延長など）」（50.3%）となっています。

一方、小学生では「子育てに伴う経済的支援の充実」（46.4%）が最も多く、次いで「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」（42.2%）となっています。

■町が重点的に取り組む必要が高い施策

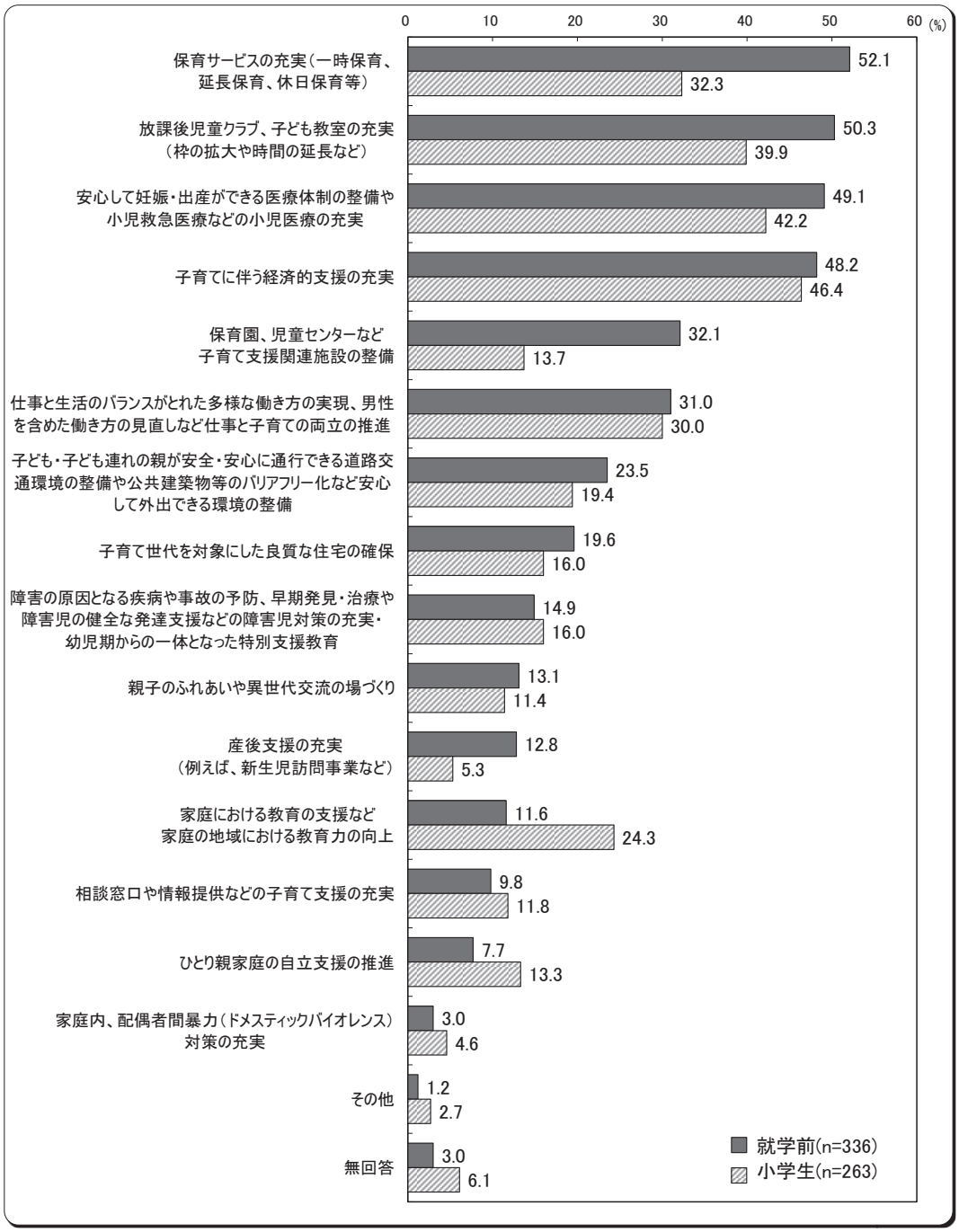

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

未来の東みよし町を担う子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化のさらなる進行をはじめ、大きく変化しているほか、子育ての環境に対する保護者のニーズも、世帯の細分化や女性の就業率の上昇などを背景に、より包括的で多様な支援が求められる状況となっています。

本町が平成 27 年３月に策定した第１期東みよし町子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、一層「子どもの視点」を大切にし、全ての施策の真ん中に子どもを据えながら計画を推進していくという基本的な認識の下、『子どもの夢と笑顔を育む子育ち、子育て環境づくりを、みんなで支えるまち、東みよし町』を計画の基本理念としました。この基本理念には、子ども・子育て支援を量と質の両面から充実させるために、家庭を中心に、学校、地域、企業、その他社会を構成する全ての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことで、本町に暮らす全ての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを生み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現をめざす思いが込められています。

第２期東みよし町子ども・子育て支援事業計画においても、前計画からの基本理念を継承し、引き続き『子どもの夢と笑顔を育む子育ち、子育て環境づくりを、みんなで支えるまち、東みよし町』を基本理念とします。

子どもの夢と笑顔を育む

子育ち、子育て環境づくりを、

みんなで支えるまち、東みよし町

2　基本方針

本町では、基本理念を具体的に推進していくために、乳幼児期の保育、妊娠・出産期から学童期・それ以上の子どもへの切れ目のない支援、子どもを取り巻くあらゆる環境へのきめ細かな対応を行うため、３つの基本方針に基づき、各事業に取り組みます。

基本方針１　質の高い教育・保育の提供

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、保護者の就労状況や家庭環境にかかわらず、全ての子どもが多様で質の高い教育・保育を受けられる環境を提供します。

また、低年齢児から就学前の子どもの保育ニーズに応え、子ども一人一人の特性や発達などに対応し、幼児期の教育から小学校教育への連携・接続を目指します。

さらに、地域住民との連携を図り、家庭や地域の教育力を総合的に高めて社会全体の教育力の更なる向上に努めます。

基本方針２　子育て環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して暮らしていけるよう、安全・安心の体制を強化するとともに、ひとり親家庭、障がい児、児童虐待の早期発見や的確な対応など、支援を必要としている家庭等への情報提供や相談体制の強化を図ります。

令和元年 10 月から実施している幼児教育・保育の無償化制度の周知徹底を図り、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりを目指します。

さらに、経済的状況により、子どもの学習環境が十分ではないこと、進学などの選択範囲が狭められている貧困家庭に対しては、就学援助等の支援を行うほか、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることの理解を深め、適切な支援につなぐ環境づくりを推進します。

基本方針３　地域の子ども・子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、企業、関係機関や地域住民等と密接な連携のもとに協働し、子どもの健全な成長を地域全体で見守る、様々な子育てを支援する地域づくりを推進します。

また、妊娠・出産期から学童期、18 歳までの子どもの健全な発達支援のため、地域子育て支援事業を活用し、子どもの成長段階に応じた学びの支援や、情報の提供・相談体制の充実、地域における子育てネットワークの形成の促進など、子育て家庭が社会から孤立することのないよう、支援の充実に取り組みます。

3　施策の体系

基本理念　子どもの夢と笑顔を育む子育ち、子育て環境づくりを、みんなで支えるまち、東みよし町

基本方針	基本目標	基本施策
基本方針１ 質の高い教育・保育の提供	基本目標１ 子どもが親とともに学び育つ環境づくり	①教育環境の整備・充実 ②幼児期の教育・保育の充実 ③家庭や地域の教育力の向上
	基本目標２ 喜びや生きがいを感じながら子育てのできる環境づくり	①母子の健康の確保 ②妊娠・出産期からの切れ目のない支援 ③子どもの安全を確保するための活動の推進 ④子育て家庭等への相談・支援の充実
基本方針２ 子育て環境の整備	基本目標３ 子どもの権利を守り自立を支える環境づくり	①ひとり親家庭等の自立支援の推進 ②障がいのある子どもへの支援の充実 ③児童虐待防止対策の充実 ④経済的な支援の推進
基本方針３ 地域の子ども・子育て支援の充実	基本目標４ 仕事と子育てを両立させる環境づくり	①多様な子育てニーズに対応する保育の推進 ②仕事と子育ての両立の推進 ③新・放課後子ども総合プラン等に基づく取組の推進
	基本目標５ 子育ち、親育ちを支える地域づくり	①地域の子育て支援体制の充実 ②保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり

第４章　基本施策の推進

基本目標１　子どもが親とともに学び育つ環境づくり

①教育環境の整備・充実

●現状と課題

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身に付けるなど、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。また、学童期・思春期における教育環境は、子どもたちにとって、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など、夢や希望に向かってたくましく「生きる力」を身につけるための重要な社会基盤です。

子どもたちが、長年培ってきた町の歴史や文化を踏まえた教育を受け、学校・家庭・地域といった社会とのかかわりの中で、自己の可能性に気づき、豊かな人間性をはぐくむことのできる環境の整備が必要です。

●今後の取組

子どもたちが確かな学力と体力を身につけるとともに、豊かな人間性を育み、子ども一人ひとりが自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、保育所や幼稚園から小学校への円滑な接続の支援を含めた教育・保育環境の整備・充実を図ります。

また、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもに対する保育及び教育並びに子育て支援の総合的な提供を行う施設である認定こども園については、実施できる環境が整い次第、整備を行います。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
1	スポーツ少年団補助金	小学生のスポーツ活動（野球、バレーボール、サッカー、ソフトボール、柔道、剣道）にかかる運営費の補助を行います。 現在、児童数の減少により、活動が困難な単位団が出てきており、団員数の確保が課題となっているため、団体の周知活動も継続して取り組みます。	生涯学習課

No.	施策	内容	担当課
2	児童・生徒派遣費補助	各種スポーツ・文化クラブ活動（軟式野球・剣道・柔道・サッカー・陸上・ソフトボール・テニス・バスケットボール・水泳・ブラスバンド）の大会に参加するための補助金を助成し、日頃の練習の成果を試すとともに、他校生との交流を図る場を提供します。 現在、各種大会等への参加費用等について補助を行い、練習成果の発揮や他校生との交流機会の創出の一助となっており、今後も必要に応じて補助を行います。	学校教育課
3	学校ＩＣＴ環境整備事業	「2018 年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」にて示された水準を参考にし、計画的に各学校のICT環境を整備します。また、児童生徒1人1台コンピュータの実現に向け、計画的に整備を行います。	学校教育課
4	外国青年招致事業	町内公立小・中学校の児童・生徒の実践的コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の推進を図るため、（一財）自治体国際化協会を通して、1名を招致する他、町単独事業として1名を雇用しています。中学校では、生きた英語によるコミュニケーションの楽しさを体験し国際感覚を身につけるとともに、小学校では児童の異文化に対する興味・関心の高揚を図ります。 現在、JET プログラムによる招致者の配置校と町単独雇用ALTの配置校が固定されているため、ALTの配置校を入れ替える等の対応を行います。	学校教育課
5	認定こども園整備	保護者の就労の有無にかかわらず利用可能であり、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、健やかな育ちを支援することなどを目的とした認定こども園については、実施できる環境が整い次第、整備を行います。	福祉課 学校教育課

②幼児期の教育・保育の充実

●現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域と子どもが関わる機会の減少から、教育・保育施設における集団教育・保育の役割は大きく、共働き世帯の増加や就労形態の多様化、女性の社会進出への機運の高まり等により、今後も教育・保育ニーズは高まっていくと予想されます。

今後も、幼児期の教育の重要性を鑑み、幼稚園教育要領や保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性を図りつつ、小学校と近隣の幼稚園、保育所の間で、目指す子ども像を共有し、子どもの育ちをつなげるための円滑な接続に取り組む必要があります。

●今後の取組

大切な幼児期において、一人ひとりの子どもの育ちを大切にし、保育から教育へと移る子育て、心と身体のバランスの取れた人づくりを目指します。

また、第二期子ども・子育て支援事業計画策定の基本指針では、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保や、海外から帰国した幼児や外国人幼児などへの支援・配慮が盛り込まれており、本町においても、利用者がきめ細やかなサービスを自由に選択できる供給体制の確保に努めます。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
6	保育所通常保育	保護者のいずれもが仕事等により家庭で保育できないと認められる場合に保育所において就学前児童の保育を行います。 低年齢児の預かりの割合が増加していることから、できる限り待機児童とさせないように配慮していきます。	福祉課
7	幼稚園教育	幼稚園教育要領が目指す、幼児の自発的な活動を生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育むとともに、家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通した指導を行います。	学校教育課
8	外国人等保育	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児、また新たな外国人材受入れ制度に伴う乳幼児の転入など、今後増加が見込まれることから、円滑な教育・保育等の利用ができるように配慮していきます。	福祉課 学校教育課
9	一時預かり事業 （幼稚園型）	保護者の子育てを支援し、幼稚園児の健全な発達を図るため、町内幼稚園において通常の教育時間終了後等に、希望する園児を対象に預かり保育を実施します。	学校教育課

③家庭や地域の教育力の向上

●現状と課題

子育てについての第一義的責任は保護者にあり、子どもたちがその発達の各段階において適切な環境と体験が得られ、自己肯定感をもって育くまれるために、家庭や地域の果たす役割は重要です。しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化やワーク・ライフ・バランスの希望からの生活の崩れ、近所付き合いの希薄化などが進み、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。

また、アンケート調査によると、町が重点的に取り組む必要が高い子育て支援の環境づくりは「家庭における教育の支援など家庭の地域における教育力の向上」（就学前：11.6％、小学生：24.3％）となっています。

●今後の取組

本町では、福祉、保健、教育など様々な分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭における教育の必要性や重要性についての理解を深める学習機会を提供していますが、今後も、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域における教育力の更なる向上に努めます。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
10	コミュニティ・スクール事業	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実・発展に努め地域人材を活用した校務支援・授業支援により、一層の教員の負担軽減、地域の意見を反映した学校運営を行います。	学校教育課
11	土曜楽校	町内の小学生を対象として、土曜日に世代間で交流し、様々な学習をするという有意義な過ごし方を提案しています。	生涯学習課
12	放課後子供教室	小学校の保護者・周辺地区の住民のボランティアによる安全管理員が、放課後の空き教室を使用して、子どもたちが安心して安全に過ごすことのできる空間を提供します。 現在、加茂小学校、三庄小学校で、地域のボランティアの方が講師となり、児童に昔遊びや工作、学習支援等を実施しています。また、ボランティアの募集・管理や学校と教室利用等の協議を行い、学校や地域団体と連携を図りながら、子どもたちの安心・安全な居場所づくりに努めます。	生涯学習課
13	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センターは、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」がお互いに助け合う会員組織で、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるような相互援助活動を行うものです。 東みよし町ファミリー・サポート・センターでは、子育てへの理解を深める講習会を年間８回、子育て家庭との交流を深める交流会を年間３回開催しています。	福祉課

基本目標２　喜びや生きがいを感じながら子育てのできる環境づくり

①母子の健康の確保

●現状と課題

近年、少子化や家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等による妊産婦母子の孤立感や不安感の高まりの中、子育て環境も変化し、様々な問題が生じています。

アンケート調査によると、子育てに関して悩んでいることや気になることとして、「子どもの病気や発育・発達のことに心配がある」（45.0％）が多くなっています。

出産や育児に伴う負担や不安は、産後うつや児童虐待につながる可能性があり、できるだけ早い段階で支援につなぐためにも、妊娠期や産後間もない時期の健康診査の費用助成によって、積極的に受診を勧奨していく必要があります。

●今後の取組

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、母の妊娠中からの健康を守り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。また、専門職の研修受講等により、スキルアップを図っていくと共に、各種健診医や地域の医療機関とも連携していきます。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
14	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理のため、妊婦を対象に県内の医療機関に委託し、健康診査を実施しています（妊娠届出時に 14 枚の健康診査受診票を交付）。 妊娠届を早期に出すとともに、妊婦健診を適切な時期に受診することにより、妊産婦死亡率、周産期死亡率の低下を図ります。また県外受診についても償還給付にて対応し、安心安全な妊娠・出産を目指します。また、妊娠中の健康管理の必要性を伝えるために、今後も妊娠届出時の面接、医療機関との連携、妊娠中必要な方には訪問する等の対応や、子宮頸がん検診の受診等も含め、妊娠前からの健康増進を図ります。	健康づくり課

No.	施策	内容	担当課
15	乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育、発達を促進するとともに、育児不安を抱える保護者の支援を目的に、乳幼児健康診査を実施します。 医療機関委託健診は1歳までに3回利用可能です（県内委託医療機関、無料にて実施）。集団健診としては、先天性股関節脱臼検診、乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施しており、県内の委託医療機関において、精密健診も実施可能です。 各健診の受診率を向上させ、子どもたちが健やかに育つ支援をするとともに、健診で育児不安を持つ保護者の応援をしていきます。 また、対象者にわかりやすく周知したり、育児についての色々な保健指導を通して、保健水準指標が改善されるように支援し、未受診者については、虐待のリスク要因の一つと考えられるため、文書や電話等で受診勧奨するとともに、発生を予防するために家庭訪問等で状況の把握に努めます。	健康づくり課
16	健診による異常の早期発見	健診により異常の早期発見・治療の推進を図るとともに、保護者への支援を行います。各健診の受診率を向上させ、子どもたちが健やかに育つ支援をするとともに、健診で育児不安を持つ保護者の応援をしていきます。また、精密券を発行しても受診につながらないケースがあるため保護者へ必要性を伝えるとともに、受診率の向上に努めます	健康づくり課
17	母子健康手帳交付事業	妊産婦、乳幼児の健康管理を図るため、妊娠届出時に母子健康手帳を交付しています。届出時には担当保健師と初回面接を行い、妊娠期から相談に応じる体制を整えています。	健康づくり課
18	新生児訪問事業／こんにちは赤ちゃん事業	早期の家庭訪問により育児支援、虐待の防止に努めます。里帰りしている妊産婦・新生児に対しては、電話による早期の支援を行い、里帰り後に帰られたら、早期に訪問を実施するようにします。 出産後の育児不安に対応し、福祉課・保育所・医療機関等との連携を深め、安心安全に子育てができる支援と健康増進に努めます。	健康づくり課
19	予防接種	伝染病に対する免疫確保を図り、伝染病の蔓延防止と感染を予防します。 新生児訪問時には予防接種の種類や受け方、スケジュール等の説明や乳幼児健診時にも問診票や母子手帳から接種記録を確認し必要時接種の声掛け等を行います。	健康づくり課

②妊娠・出産期からの切れ目のない支援

●現状と課題

子どもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。核家族化や男女共同参画による女性の社会参加の進展に伴って、母子を取り巻く環境が大きく変化する中、出産や育児への不安感や負担感が大きくなっており、このことが安心して子どもを生み育てることを妨げています。

アンケート調査によると、産前産後に利用したいサービスとして、「いつでも親子が保健師・助産婦等の相談やケアを受けられる」が 45.2%と最も多くなっており、妊産婦が家庭や地域で安心して育児に臨めるようサポートが必要です。

●今後の取組

妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面接や、妊産婦、乳幼児の各種健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業など）により、支援の必要な妊産婦の情報を把握し、妊婦訪問指導等、個別にあった継続支援を実施します。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等専門職の充実や、専門職のスキルアップも図り、妊娠届出時からの担当保健師との初回面接の実施を行い、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期にわたって、切れ目なく保健や福祉サービスなどの支援を行うことができるようにすることで妊娠初期から保護者との信頼関係を構築し、保護者の同意を得たうえで、関係機関との連携の強化、情報共有等を図ります。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
20	母子健康手帳交付事業【再掲】	妊産婦、乳幼児の健康管理を図るため、妊娠届出時に母子健康手帳を交付しています。届出時には担当保健師と初回面接を行い、妊娠期から相談に応じる体制を整えています。	健康づくり課
21	乳幼児事故予防啓発事業	乳幼児健診、育児相談の場において各パンフレットの配布により、乳幼児の突然死予防の助言や、事故予防の啓発を行うとともに、訪問時に家庭環境を確認し、家庭環境内の危険防止の助言を行います。 また、脱臼検診時にはアンケートを問診票とともに検診案内時に配布し、その中で取り組めていない内容については、確認して助言を行います。	健康づくり課
22	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報をもとに、妊娠出産子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行います。保健師等専門職の充実を図り、妊娠期からの切れ目のない支援をめざします。	福祉課 健康づくり課

③子どもの安全を確保するための活動の推進

●現状と課題

本町では、これまで関係機関と連携しながら子どもの安全を確保するための活動を推進してきましたが、交通事故防止において、危険予測能力が低い子どもは特に注意が必要であり、正しい交通ルールの指導と交通安全意識の向上が重要になります。

また、子どもを犯罪から守るため、警察、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図ると同時に、地域における防犯体制の強化が求められています。

●今後の取組

小児救急医療については、子どもの医療のかかり方も含め今後も周知を図ります。

子どもを交通事故等から守るため、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子どもに対する交通安全教育を推進します。

災害弱者である子どもを様々な危険から守るため、関係機関・団体との連携を強化し、子どもや保護者が安心して生活できるまちの整備を進めます。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
23	小児救急医療支援事業	小児医療救急として、三好病院（1週間に3日）、半田病院（1週間に4日）の当番救急体制を実施しています。現在の救急医療体制や＃8000 の電話相談事業の周知に努めるとともに、子どもの医療のかかり方等の助言も継続していきます。 また、訪問や健診時の案内だけでなく、町広報、ホームページ、ケーブルテレビのデータ放送等にも掲載し、幅広く周知していきます。	健康づくり課
24	コミュニティ・スクール事業【再掲】	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実・発展に努め地域人材を活用した校務支援・授業支援により、一層の教員の負担軽減、地域の意見を反映した学校運営を行います。	学校教育課
25	「防ごう少年非行！」東みよし町決起大会	子どもたちの健全育成を目指して町民ぐるみの活動を展開するため、青少年育成東みよし町民会議総会の後に大会を開催しています。 継続して実施に向けて、関係団体との連携を図りながら、町民ぐるみで子どもたちへの健全育成を目指します。	生涯学習課
26	青少年育成東みよし町民会議補助金	三好警察署・学校・地域と連携しあいながら青少年の非行防止やいじめ、児童虐待などの防止啓発活動を実施している青少年育成東みよし町民会議に対する補助を行います。 青少年が被害者にも加害者にもならないような社会づくりに努めます。 補助金は夏季休業中の防犯パトロール活動や街頭啓発キャンペーン等の青少年育成活動の充実に活用し、補導員会・学校・警察との情報共有及び連携強化を継続的に推進します。	生涯学習課

④子育て家庭等への相談・支援の充実

●現状と課題

子どもが抱える問題・課題は社会環境に左右されることも多く、多様化、深刻化している状況がうかがえます。このような問題を早期に発見し、適切に対応するためには、子どもや保護者一人ひとりに応じた、きめ細かな対応が求められます。

また、入学や進学、卒業など（移行期）によって、支援者（支援機関）が変わるため、一貫した支援ができず、支援が途切れてしまうおそれがあり、全ての子育て世帯が喜びを実感し、安心して子育てができるよう、町内外の関係機関が連携して、子育て家庭への相談・支援の充実を図っていくことが必要です。

特定不妊治療については国の補助制度がありますが、その補完として東みよし町でもこうのとり応援事業を実施しています。

●今後の取組

子育て中の保護者やその家族が、育児に関する悩みだけでなく、気になることなども気軽に相談できるよう支援します。また不育症や一般不妊治療に対する助成希望等、先進的な取り組み実施の要望もあることから、今後の課題として検討します。

子どもや子育てに関する情報を必要に応じて得られるよう、東みよし町子育てガイドブック等の内容の充実に努めていくとともに、ファミリー・サポート・センター事業では、広く町民からの要望に応えられるよう、広報等による周知を行い、子育てをサポートする事業の充実を図ります。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
27	育児相談・発達相談・発達検査	妊娠出産育児に関して、電話相談もしくは健康づくり課での随時相談を受け付けており、必要時には家庭訪問や、臨床心理士、医師などによる発達相談・育児相談・発達検査の利用を進めたり、各種相談機関・医療機関・保育所・子育て支援センターへの紹介などを通じ、子育ての支援を行います。 今後も、妊娠中から寄り添える支援を進めます。	健康づくり課
28	東みよし町こうのとり応援事業(不妊治療費助成事業)	東みよし町こうのとり応援事業として不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を受けた夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を県の助成後の残りについて年間 20 万を限度に助成します。 現在、年間 10 組以上の方々より申請があり、男性不妊についても補助を行います。	健康づくり課
29	ファミリー・サポート・センター【再掲】	ファミリー・サポート・センターは、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」がお互いに助け合う会員組織で、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるような相互援助活動を行うものです。 東みよし町ファミリー・サポート・センターでは、子育てへの理解を深める講習会を年間 8 回、子育て家庭との交流を深める交流会を年間 3 回開催しています。	福祉課

基本目標３　子どもの権利を守り自立を支える環境づくり

①ひとり親家庭等の自立支援の推進

●現状と課題

近年、ひとり親家庭が増加し、そのことにより子どもの環境も変化しています。

ひとり親家庭では、育児・家事の負担も大きいことから、経済的な援助だけでなく、家庭・育児相談や家事援助等、在宅支援も必要となります。

また、外国人労働者の受け入れに関する状況の変化に伴い、今後、外国人の乳幼児や児童が教育・保育施設を利用する状況が増えてくることが予想されます。

●今後の取組

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び徳島県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、自立と就業の支援を基本とし、子育て家庭の生活支援や就業支援等を推進します。

また、外国人の乳幼児・児童が円滑な教育・保育を受けられるよう、保護者及び教育・保育施設に対して必要な支援を行います。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
30	児童扶養手当	父母の離婚等で父又は母のいない児童や両親のいない児童など父母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に支給します。受給資格者には、年6回（奇数月の 11 日）手当が支給されます。手当の支給額については、監護・養育している児童数及び所得額により、全部支給と一部支給があります。町窓口にて、新規認定・転入・資格喪失・変更等の申請を受け付け、県西部総合県民局へ進達し、審査の結果、認定者には証書等の送付を行っています。 今後も引き続き県、住民課窓口と連携を図りながら、受給者が適切な支援を受けられるよう努めます。	福祉課
31	ひとり親家庭等医療費助成	18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童がいる世帯であって、児童扶養手当を受給できる所得水準であるひとり親家庭の方を対象に、保険診療分の自己負担の一部を助成します。入院については全額助成（食事療養費を除く）、通院は児童のみが対象で、1レセプトごと 1,000 円の自己負担が必要となります。	福祉課
32	外国人等保育	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児、また新たな外国人材受入れ制度に伴う乳幼児の転入など、今後増加が見込まれることから、円滑な教育・保育等の利用ができるように配慮していきます。	福祉課

②障がいのある子どもへの支援の充実

●現状と課題

障がいのある子どもや家庭への支援を行うため、各種の制度や施策が講じられています。制度や施策の理解と周知が図られるよう、関係機関等との連携を図りながら、更なる啓発活動を行う必要があります。

アンケート調査によると、発達の遅れなど、集団生活をするうえで支援が必要な子どもの受け入れに対して優先すべきこととして、就学前・小学生ともに「専門的な対応ができるスタッフの確保・質の向上」を挙げており、保護者や関係機関等と連携しやすい環境づくりや個々の発達やこれまで培った経験を大切にした専門的な療育支援が必要です。

●今後の取組

障がいのある子どもや家庭への施策については、「東みよし町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

また、障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや発達障害等の早期発見のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
33	健診による異常の早期発見	健診により異常の早期発見・治療の推進を図るとともに、保護者への支援を行います。健診時から精密検査や治療、医療機関や施設等の紹介、育児発達相談・発達検査をご紹介しています。 各健診の受診率を向上させ、子どもたちが健やかに育つ支援をするとともに、健診で育児不安を持つ保護者の応援をしていきます。	健康づくり課
34	発達支援事業	3歳児健診の事後指導としての発達相談発達検査の実施のみでなく、育児に不安のある保護者や、子どもの育ちが気になる場合など、早期に育児相談発達相談発達検査を実施し、子どもにあった子育てができるよう支援します。 今後、保護者の同意のもと、各保育所、幼稚園、学校との情報共有や連携を強化し、関係機関や保護者と協力して子育てを支援していきます。	健康づくり課
35	特別支援教育支援員配置事業	近年、特別支援を要する児童生徒が増加しており、インクルーシブ教育の充実が求められています。このため、各学校の実態を踏まえて特別支援教育支援員の配置を行い、支援員の計画的な研修をとおして支援員の資質の向上に努めます。	学校教育課

No.	施策	内容	担当課
36	障害児日常生活用具給付事業	在宅の障がい児の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付を行います。 対象となる障がい児が少ないため、現在の実績は少ないですが、今後も事業を継続していくことで在宅の障がい児の生活向上を図ります。	福祉課
37	特別児童扶養手当	20 歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある子を家庭で保護、監督している父母又は養育している方に対し、手当が支給されます。受給資格者には、年3回（4月・8月・11 月の 11 日）手当が県より支給されます。 手当は、障害等級の1級（重度）と2級（中度）に規定されており、それぞれ対象児童の障がいの等級と児童数に応じて支給されます。	福祉課
38	障害児福祉手当	在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の者に対し支給されます。受給資格者には、年4回（2月、5月、8月、12月）手当が県より支給されます。本人又は扶養義務者等の所得が一定額以上あると支給されません。 障害程度は身体障害者手帳1級及び2級の一部又は.療育手帳Ａの一部です。	福祉課
39	特別支援連携協議会	特別な支援を必要とする必要する幼児、児童及び生徒に対する支援を行うために必要な、乳幼児期から成人に至るまでの一貫した支援体制の整備促進を図ります。医療、保健、福祉、教育、労働の関係する行政部局・機関及び関係者による横断型のネットワークを構築し、多分野・多職種による総合的な評価と、多様な支援を一体的かつ継続的に行い、障がいのある子どもやその保護者に適切な相談・支援を行うことに努めます。	学校教育課
40	東みよし町相談支援ファイル～あおぞら～	地域における一貫した特別支援教育を行うための方策として、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう「東みよし町相談支援ファイル～あおぞら～」を作成し、障がいのある子どもの保護者に配布し活用を図ります。	学校教育課

③児童虐待防止対策の充実

●現状と課題

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為です。近年、児童虐待の件数は増加しています。

経済的な問題、養育環境、子どもの発達等、問題が多様化、複雑化しており、ますます関係機関との連携が必要になってきます。また、きめ細やかな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った職員の配置、体制づくりが必要です。

また、子どもの権利については、平成 28 年度に児童福祉法にも位置づけられており、人権の意識啓発や子どもの権利の周知を行うとともに、子どもたちが生命の大切さを知る機会を持つことが必要です。

●今後の取組

児童虐待の防止に向けて、徳島県西部こども女性相談センター（児童相談所）など関係機関と連携し、要保護児童の早期発見及び適切な保護を行っています。

また、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会では、貧困、虐待、ネグレクト等、様々な問題を抱える家庭について、必要に応じて家庭訪問、ケース会議等を行い、個々の支援について、関係機関との情報共有、支援の役割分担を行います。

町内の保育所、幼稚園、学校、学童クラブに対し、児童虐待防止も含めた人権教育・研修への積極的な参加を働きかけ、幼児教育・保育従事者、教職員等の人権意識向上を図ります。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
41	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	児童生徒の保護者が生活保護の受給者、又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対して、保護者の経済的負担を軽減するため必要な経費を一部負担します。 今後経済状況の動向によっては、認定者が増加することが予想されることから、認定基準（申請月）について先進事例の調査や近隣市町の動向も注視しながら、継続して実施し、義務教育の円滑な実施と経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
42	民生委員・児童委員協議会活動事業	民生委員・児童委員は高齢者等要援護者や地域住民の福祉向上のため、行政とのパイプ役や住民のよき相談役となるとともに、地域に密接な活動を展開しているため、児童虐待の防止・早期発見にも重要な役割を担っています。 最近では住宅地の建設等で住民同士の関わりが希薄になってきており、民生委員・児童委員も地域の実情の把握が困難になってきていることから、広報等で民生委員・児童委員の存在を広く周知し、今後も密接に地域と関わり、地域の実情把握に努めます。	福祉課

No.	施策	内容	担当課
43	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。 養育支援家庭が増加している中、継続した支援を行います。	健康づくり課 福祉課
44	要保護児童対策地域協議会事業	児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、協議会構成機関との情報交換と支援の内容についての協議を行います。 要支援・要保護児童の増加により、さらに関係機関との連携が重要となっており、代表者会議など定例的に協議を行います。	福祉課
45	人権教育の推進	人権教育推進協議会と連携して、三加茂学園・三好学園で人権フェスタを実施するとともに、各学校に協力を求め、人権標語集の発刊や卓上カレンダーを作成しています。 今後も引き続き、学校・地域と連携し人権啓発活動を継続して参ります。	生涯学習課

④経済的な支援の推進

●現状と課題

子育ては、養育費や医療費などの経済的負担が大きく、子育て家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長のための経済的負担の軽減が求められています。

国においては、幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年 10 月から３～５歳の全ての子ども等を対象に、幼児教育の無償化が始まりました。

また、2016 年度（平成 28 年度）の国民生活基礎調査によると、子どもの７人に１人か経済的な貧困に陥っているとされており、貧困世帯の多くが、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な問題を抱えていることから、関係機関と連携しながら、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的な支援をする必要があります。

●今後の取組

本町では、子どもの貧困対策を進めていくうえで、教育や生活、就労に係る様々な取り組みを進めるほか、子育てに対する経済的支援として、児童手当、多子世帯の保育料無料化、奨学資金貸付事業等を行っています。

これらの制度について、東みよし町子育てガイドブックや町ホームページを利用して今後も周知に努めるとともに、国、県や近隣市町の動向を見据えながら、充実を図ります。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
46	児童手当	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、支援法に基づく児童手当を支給します。	福祉課
47	保育料無償化事業	国の幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の保育所入所の児童及び幼稚園児の保育料を無償とします。 また、認可外保育施設等の利用についても、国の制度の範囲で助成します。	福祉課 学校教育課
48	多子世帯保育料軽減事業	保護者の経済的負担を軽減するため、現在、第3子以降は全員保育料を無料化しており、今後も継続して事業実施を行います。	福祉課
49	給食費無償化事業	国の幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の保育所入所児童及び幼稚園児の副食費が所得制限有で行われたことに伴い、該当しない児童についても、町単独で無償化しました。 今後も食育の推進を図り、給食事業を行います。	福祉課 学校教育課
50	奨学資金貸付事業	貸付条件を全て満たした方に対して、無利子で最短修業期間の貸付を行います。 現在、奨学生が減少傾向にあるため、奨学金制度の周知等に努め、事業の推進を図ります。	学校教育課

No.	施策	内容	担当課
51	子どもはぐくみ医療費助成事業	18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの子どもが、病気やけがで通院や入院をした場合、その保険診療に係る自己負担分を助成します。通院については3歳から、入院については6歳から1レセプトあたり 600 円の自己負担が必要になります。 県補助適用外となる、中学生卒業後の子どもや所得制限超過者に対する助成は、町単独事業として行っています。	福祉課
52	東みよし町育児用品購入費助成事業	1歳未満の乳児を養育している方に、町内の小売販売店等において購入した育児用品について助成します。乳児1人につき1回限り【上限20,000円】の助成とします。	福祉課
53	東みよし町すくすく家庭保育応援手当事業	7か月～満1歳年度末までの乳児を昼間在宅で育児している保護者（父母又は祖父母）に応援手当を支給します。支給は、8月、12 月、4月にそれぞれの前月分までを支払います。	福祉課
54	児童扶養手当 【再掲】	父母の離婚等で父又は母のいない児童や両親のいない児童など父母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に支給します。受給資格者には、年6回（奇数月の 11 日）手当が支給されます。手当の支給額については、監護・養育している児童数及び所得額により、全部支給と一部支給があります。町窓口にて、新規認定・転入・資格喪失・変更等の申請を受け付け、県西部総合県民局へ進達し、審査の結果、認定者には証書等の送付を行っています。 今後も引き続き県、住民課窓口と連携を図りながら、受給者が適切な支援を受けられるよう努めます。	福祉課
55	ひとり親家庭等医療費助成 【再掲】	18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童がいる世帯であって、児童扶養手当を受給できる所得水準であるひとり親家庭の方を対象に、保険診療分の自己負担の一部を助成します。入院については全額助成（食事療養費を除く）、通院は児童のみが対象で、1レセプトごと 1,000 円の自己負担が必要となります。	福祉課
56	とくしま在宅育児応援クーポン事業	0歳から2歳のお子さんを在宅で育児している保護者（父母又は養父母）に子育て支援サービス利用料の支払いに使える 15,000 円分のクーポン券を交付します。 現在、利用できる子育て支援サービスが限られているため、利用できるサービスの拡大を図ります。	福祉課

基本目標４　仕事と子育てを両立させる環境づくり

①多様な子育てニーズに対応する保育の推進

●現状と課題

核家族化や女性の就労機会の拡大に伴い、保護者の多様な就労形態や子育て支援に関する様々なニーズが増加しており、多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応し、仕事だけでなく、学習活動や社会貢献活動等にも参加でき、子育てとの両立がしやすくなるよう、多様な子育て支援サービスの整備・充実に努める必要があります。

アンケート調査によると、「地域子育て支援センター」を利用したいと回答された方が61.9％と高い一方で、利用したことがあると回答された方は36.0％と低くなっており、子育て支援センターを利用したことがない世帯や、子育て支援センターの存在自体を知らない世帯も多く、施設や事業の周知をより一層図る必要があります。

●今後の取組

保護者の就労形態の多様化や就労希望者の増加による保育ニーズに、きめ細かく対応するため、通常保育事業の充実と併せて、多様な子育て支援事業の体制の整備を進めるなど、保育サービスの充実を図ります。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
57	一時保育	児童福祉法第 24 条の保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病・入院・災害・事故・育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業です。 年ごとに利用者数にばらつきがあるため制度を広く周知し、緊急・一時的な保育を必要とする保護者の負担の軽減を図ります。	福祉課
58	子育て短期支援	☆ショートステイ事業 保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や母子が夫の暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合等に加茂愛育園や徳島赤十字乳児院において一時的に養育又は保護を実施します。 ☆トワイライトステイ事業 保護者が仕事等の事由により帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を加茂愛育園等において、生活指導、食事の提供等を行います。 就労形態の多様化に対応する制度として周知を図るとともに、受入れ体制の整備を図ります。	福祉課

No.	施策	内容	担当課
59	地域子育て支援センター事業	みかも保育所及びみのり乳児園では、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進を図るため、園庭を開放しています。また、子育てに関する悩みや相談について、月曜日から金曜日まで電話と来訪者の相談に応じるとともに、地域の子育て関連情報の提供等も行っています。 また、児童発達支援センターすぎのこにて、子育て支援事業を行っており、東みよし町の乳幼児も利用しています。 三好地区での施設の設置の要望等もあり、地域の実情に応じながら、家庭で保育している保護者に孤独感を与えないよう、不安や悩みを解消するとともに保護者間の交流を促進することにも大きな役目を果たしていることから、今後も継続して実施します。	福祉課
60	病児・病後児保育	子どもが病気の回復期又は回復期には至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない場合で、他の子どもさんとの集団生活が困難な時期に、ご家庭の都合(仕事、休養、冠婚葬祭など)で自宅で看病できないとき、保護者の方にかわって、一時的に預かるところです。現在、三好市と共同で健生西部診療所内「病児保育室こあら」にて実施しています。	福祉課

②仕事と子育ての両立の推進

●現状と課題

女性の高学歴化や就業意識の高まり等を背景として、女性の社会進出が進み、夫婦共働きの家庭が増加し、一般化してきています。特に、東みよし町では、女性の就業率が全国や徳島県に比べても高い状況です。

アンケート調査によると、仕事と生活の調和が図られているか尋ねたところ、母親は「(調和が) とれていると思う」が 61.3%に対し、父親は「(調和が) とれていると思う」が 47.3%となっており、家庭と仕事の負担が母親だけにかかる状況等、少なくありません。

また、未就学児童の育児休業制度の利用状況は、増加傾向にはあるものの、母親の利用率が 51.8%であるのに対し、父親は 3.3%と依然低い状況です。

●今後の取組

全ての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や事業所等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを行います。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
61	病児・病後児保育【再掲】	子どもが病気の回復期又は回復期には至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない場合で、他の子どもさんとの集団生活が困難な時期に、ご家庭の都合(仕事、休養、冠婚葬祭など)で自宅で看病できないとき、保護者の方にかわって、一時的に預かるところです。現在、三好市と共同で健生西部診療所内「病児保育室こあら」にて実施しています。	福祉課
62	土曜楽校【再掲】	町内の小学生を対象として、土曜日に世代間で交流し、様々な学習をするという有意義な過ごし方を提案しています。	生涯学習課
63	ファミリー・サポート・センター【再掲】	ファミリー・サポート・センターは、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」がお互いに助け合う会員組織で、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるような相互援助活動を行うものです。 東みよし町ファミリー・サポート・センターでは、子育てへの理解を深める講習会を年間 8 回、子育て家庭との交流を深める交流会を年間 3 回開催しています。	福祉課

③新・放課後子ども総合プラン等に基づく取組の推進

●現状と課題

核家族化の進行や働く女性の増加等子どもたちを取り巻く環境の変化により、小学生の子どもを持つ働く保護者から、放課後の子どもの居場所づくりが求められています。

現在、幼稚園児及び小学校１年生から４年生までの児童を対象に放課後児童クラブを実施していますが、児童福祉法改正により、平成 27 年度から対象児童が小学生 6 年生までに拡大されていることから、東みよし町においても拡大が求められています。

また、「新・放課後子ども総合プラン」においては、地域住民の参画を得て交流活動等を行う放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用が求められています。

●今後の取組

令和２年度からは、小学校１年生から６年生までの児童を対象に放課後児童クラブで実施し、幼稚園児については、一時預かり保育（幼稚園型）にて実施することとしており、支援員の確保に努めます。

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を検討しながら、施設整備も含めた放課後児童クラブの充実を図り、安全安心な放課後や休日の子どもの居場所づくりに努めます。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
64	放課後子供教室【再掲】	小学校の保護者・周辺地区の住民のボランティアによる安全管理員が、放課後の空き教室を使用して、子どもたちが安心して安全に過ごすことのできる空間を提供します。 現在、加茂小学校、三庄小学校で、地域のボランティアの方が講師となり、児童に昔遊びや工作、学習支援等を実施しています。 また、ボランティアの募集・管理や学校と教室利用等の協議を行い、学校や地域団体と連携を図りながら、子どもたちの安心・安全な居場所づくりに努めます。	生涯学習課
65	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校1年生から小学校6年生までの児童の健全育成を図ります。現在、昼間児童クラブ、足代児童クラブ、加茂児童クラブ、三庄児童クラブの4か所で実施しています。安全な放課後児童の居場所づくりに努めます。	福祉課
66	一時預かり事業（幼稚園型）	保護者の子育てを支援し、園児の健全な発達を図るため、町内幼稚園において通常の教育時間終了後に、希望する園児を対象に預かり保育を実施します。	学校教育課

基本目標５　子育ち、親育ちを支える地域づくり

①地域の子育て支援体制の充実

●現状と課題

核家族化の進行や働き方の多様化など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、未就学児については、幼稚園や保育所などの平日の施設での教育・保育だけでなく、休日保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業などの実施など、家庭の実情に即した多様できめ細やかな事業の提供が求められています。

全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現のために、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育に加え、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

アンケート調査によると、広報誌や町のホームページによる子育て支援関係情報の提供の利用意向が高く、今後も需要の増大が見込まれます。

●今後の取組

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じ、また親として成長するとともに、子どもが地域とのつながりを持って健やかに成長できる環境づくりを目指して、全ての子育て家庭を支援する体制を構築します。

子育て支援に関する情報については、今後も広報東みよしやホームページなどを利用して、情報提供を図ります。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
67	子育て支援情報の提供【再掲】	子育てに関する情報を町のホームページ等の広報媒体を利用して、子育て中の保護者に提供します。 東みよし町子育てガイド（平成 31 年4月1日発行）のホームページ掲載や、移住支援サイトへの子育て支援コンテンツの開発等を通じて情報提供を通して、事業・制度の普及推進を図ります。	福祉課
68	ファミリー・サポート・センター【再掲】	ファミリー・サポート・センターは、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」がお互いに助け合う会員組織で、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるような相互援助活動を行うものです。 東みよし町ファミリー・サポート・センターでは、子育てへの理解を深める講習会を年間 8 回、子育て家庭との交流を深める交流会を年間 3 回開催しています。	福祉課

②保育サービスの充実

●現状と課題

幼児期は人格の基礎を形成するうえで大変重要な時期です。この幼児期を過ごす学校教育・保育の場もまた大変重要であり、アンケート調査によると、本町の子育て環境に満足している人が多い状況ですが、多様化する子育て家庭のニーズにきめ細やかに対応できるよう、質・量ともに充実させるための総合的な取り組みが求められています。

少子高齢化が進む中、本町の児童数はやや減少傾向で推移しており、幼稚園や保育所の在籍児童数は全体としてはほぼ横ばいにありますが、女性の就業率の増加や働き方の多様化等を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しています。また、外国人材の受け入れ制度に伴う乳幼児の増加が見込まれます。

●今後の取組

今後も保育所への入所希望が多い状況が予想されることから、保育士の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。

多様化する子育て家庭のニーズに決め細やかに対応し、さらに満足度を高めていくために、保育士及び幼稚園教諭を確保し、合同研修を適切に行いながら、保育の質の維持・向上に努めます。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
69	一時保育 【再掲】	児童福祉法第 24 条の保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病・入院・災害・事故・育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業です。 年ごとに利用者数にばらつきがあるため制度を広く周知し、緊急・一時的な保育を必要とする保護者の負担の軽減を図ります。	福祉課
70	子育て短期支援 【再掲】	☆ショートステイ事業 保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や母子が夫の暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合等に加茂愛育園や徳島赤十字乳児院において一時的に養育又は保護を実施します。 ☆トワイライトステイ事業 保護者が仕事等の事由により帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を加茂愛育園等において、生活指導、食事の提供等を行います。 就労形態の多様化に対応する制度として周知を図るとともに、受入れ体制の整備を図ります。	福祉課

No.	施策	内容	担当課
71	病児・病後児保育【再掲】	子どもが病気の回復期又は回復期には至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない場合で、他の子どもさんとの集団生活が困難な時期に、ご家庭の都合(仕事、休養、冠婚葬祭など)で自宅で看病できないとき、保護者の方にかわって、一時的に預かるところです。現在、三好市と共同で健生西部診療所内「病児保育室こあら」にて実施しています。	福祉課
72	保育所通常保育	保護者のいずれもが仕事等により家庭で保育できないと認められる場合に保育所において就学前児童の保育を行います。 低年齢児の預かりの割合が増加していることから、できる限り待機児童とさせないように配慮していきます。	福祉課
73	延長保育	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需用に対応するため、みのだ保育園・みのり乳児園において午後7時までの間児童の保育を行います。 保護者の就労形態の多様化により延長保育を望む保護者は一定数存在することから、今後も継続して実施します。	福祉課
74	外国人等保育【再掲】	国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児、また新たな外国人材受入れ制度に伴う乳幼児の転入など、今後増加が見込まれることから、円滑な教育・保育等の利用ができるように配慮していきます。	福祉課

③子育て支援のネットワークづくり

●現状と課題

少子化や共働きの増加、地域社会でのつながりの希薄化等により、子ども同士の交流はもとより、地域社会の輪の中で子育てをする機会が減少しています。

アンケート調査によると、子育ての悩みとして「育児やしつけの方法がよくわからない」（就学前：31.8％、小学生：21.3％）や、「子どもとの接し方に自信が持てない」（就学前：18.8％、小学生：17.4％）となっており、子育て中の保護者が家庭や地域で孤立し、育児に対する不安感や負担感が増大していることは現代社会における課題となっています。

●今後の取組

子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

また、子育てをする保護者同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

●施策の内容

No.	施策	内容	担当課
75	地域子育て支援センター事業 【再掲】	みかも保育所及びみのり乳児園では、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進を図るため、園庭を開放しています。また、子育てに関する悩みや相談について、月曜日から金曜日まで電話と来訪者の相談に応じるとともに、地域の子育て関連情報の提供等も行っています。 また、児童発達支援センターすぎのこにて、子育て支援事業を行っており、東みよし町の乳幼児も利用しています。 三好地区での施設の設置の要望等もあり、地域の実情に応じながら、家庭で保育している保護者に孤独感を与えないよう、不安や悩みを解消するとともに保護者間の交流を促進することにも大きな役目を果たしていることから、今後も継続して実施します。	福祉課
76	ファミリー・サポート・センター【再掲】	ファミリー・サポート・センターは、「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」がお互いに助け合う会員組織で、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるような相互援助活動を行うものです。 東みよし町ファミリー・サポート・センターでは、子育てへの理解を深める講習会を年間 8 回、子育て家庭との交流を深める交流会を年間 3 回開催しています。	福祉課

第５章　事業計画

１　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を**町内全域（１区域）**に定めます。

■主な事業の教育・保育提供区域

事業区分		教育・保育提供区域	考え方
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	町内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	2号認定（3～5歳：保育）		
	3号認定（0～2歳：保育）		
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業		教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（町内全域）とします。
	放課後児童健全育成事業		
	子育て短期支援事業		利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	一時預かり事業		教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（町内全域）とします。
	地域子育て支援拠点事業		利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	病児・病後児保育事業		
	妊婦健診事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		

2　各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の３区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等

（１）教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障がい児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

① 教育の事業量の見込み【1号認定：3～5歳】

（単位：人）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		97	100	97	93	94	100	100	100	100	100
②確保方策	特定教育・保育施設	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	（自市町村分）	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	（他市町村分）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		53	50	53	57	56	50	50	50	50	50

事業内容	幼稚園	提供体制	公立幼稚園4か所（令和元年 11 月現在）
確保方策の内容	◇量の見込みを定員が上回り、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。 ◇ニーズ調査の結果からも幼児教育の希望者は多いと予測されますが、今後の需要増に対応できる体制は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。		

② 保育の事業量の見込み【2号認定：3～5歳】

（単位：人）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		268	274	265	255	258	200	200	200	200	200
②確保方策	特定教育・保育施設	220	196	166	185	197	200	200	200	200	200
	（自市町村分）	220	196	166	185	197	200	200	200	200	200
	（他市町村分）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		48	78	99	70	61	0	0	0	0	0

③ 保育の事業量の見込み【3号認定：0～2歳】（0歳児）

（単位：人）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		40	40	40	50	50	50	50	50	50	50
②確保方策	特定教育・保育施設	44	43	47	35	36	50	50	50	50	50
	（自市町村分）	44	43	47	35	36	50	50	50	50	50
	（他市町村分）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		△4	△3	△7	15	14	0	0	0	0	0

④ 保育の事業量の見込み【3号認定：0～2歳】（1・2歳児）

（単位：人）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		176	179	190	180	180	180	180	180	180	180
②確保方策	特定教育・保育施設	130	150	173	167	152	180	180	180	180	180
	（自市町村分）	130	150	173	167	152	180	180	180	180	180
	（他市町村分）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		46	29	17	13	28	0	0	0	0	0

事業内容	保育所	提供体制	認可保育所3か所（令和元年 11 月現在）
確保方策の内容	◇2号認定、3号認定（1・2歳児）については、量の見込みと定員が同数となっており、施設としては希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。 ◇3号認定（0歳児）については、途中入所の希望が多く、保育士不足による待機児童が出ています。今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。 ◇ニーズ量や実績等を検討した結果、女性の就業率の増加や教育・保育の無償化など、保育ニーズは増加傾向にありますが、既存保育所による定員にて確保可能となっています。今後は保育士不足に対する対策が必要です。		

（２）教育・保育の量の一体的提供及び推進体制の確保

幼保一体型施設である認定こども園については、令和元年度現在、町内には設置されていません。幼稚園及び保育所の在り方を検討し、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

また、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図ります。

（３）産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、保育人材の確保に努め、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備を進めます。

３　各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

（１）利用者支援事業

【事業の概要】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から個々に応じた支援プランを策定し、相談支援等を実施します。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築します。

【現在の町の取り組み】

現在、東みよし町では、福祉課及び関係各課において、子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行っています。

【今後の提供体制･確保方策】

◇利用者支援事業【母子保健型】を活用し、子育て世代包括支援センターを設置することとしており、保健師等専門職の充実や妊娠届出時からの担当保健師との初回面接等を行い、支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、切れ目のない支援を目指します。

《母子保健型》

（単位：か所）	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
②確保方策	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施するものです。基本的な事業として、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等があります。

【現在の町の取り組み】

現在、東みよし町では、みかも保育所・みのり乳児園において、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）を実施し、保護者が安心して子育てができるよう努めています。

【今後の提供体制・確保方策】

◇地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。

◇地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会の提供を検討します。

（単位：回、か所）	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み（回）	2,708	4,505	3,062	2,848	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
②確保方策（か所）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

（３）妊婦健康診査

【事業の概要】

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

【現在の町の取り組み】

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障がい予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しており、公費助成を行っています。

【今後の提供体制･確保方策】

◇妊娠届提出時に保健師等の面談で健診の必要性や適切な受診について助言し、受診勧奨を行います。

（単位：人回）	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1,251	1,213	1,014	1,228	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保方策	実施場所：契約医療機関（令和元年度現在：29 か所） 実施時期：妊娠届出後から出産まで									

（４）乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問指導を行う事業です。

【現在の町の取り組み】

生後４か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。訪問を受けられなかった家庭にも、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

【今後の提供体制・確保方策】

◇引き続き、現提供体制で乳児家庭全戸訪問事業を実施し、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問します。

（単位：人）	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	110	111	76	112	100	100	100	100	100	100
②確保方策	実施機関：東みよし町健康づくり課 実施体制：保健師　4名（令和元年度現在）									

（５）養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【現在の町の取り組み】

乳児家庭全戸訪問事業及び、要保護児童対策地域協議会等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【今後の提供体制・確保方策】

◇必要とする支援が各家庭により異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう、保健師等が訪問し支援を行っていきます。

（単位：人）	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	6	6	6	9	10	10	10	10	10	10
②確保方策	実施機関：東みよし町健康づくり課・福祉課 実施体制：保健師　1名（令和元年度現在）									

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ／トワイライトステイ）

【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

【現在の町の取り組み】

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、加茂愛育園や徳島赤十字乳児院等保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、加茂愛育園等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能です。

【今後の提供体制・確保方策】

◇必要とする方が利用できるよう、関係機関と連携し制度の周知を図ります。

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

（単位：人日）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		15	15	15	15	15	20	20	20	20	20
②確保方策	延べ人数（人日）	0	21	0	9	10	20	20	20	20	20
	施設数（箇所）	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
②－①		△15	6	△15	△6	△5	10	10	10	10	10

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

（単位：人日）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		5	5	5	5	5	10	10	10	10	10
②確保方策	延べ人数（人日）	0	0	3	0	5	10	10	10	10	10
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－①		△5	△5	△2	△5	0	0	0	0	0	0

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業の概要】

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

【現在の町の取り組み】

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助できる人（提供会員）の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を福祉課内に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。保育所や放課後児童クラブへの送迎や、保育所や児童クラブが閉所している日曜日などに援助していただいています。現在、提供会員数が少ないため、今後提供会員数を増加させることが課題です。

【今後の提供体制･確保方策】

◇事業を周知し、提供会員の確保と円滑な運営に努めます。

（単位：人日）	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	95	95	95	95	95	100	100	100	100	100
②確保方策	67	50	86	211	120	100	100	100	100	100
②－①	△28	△45	△9	116	25	0	0	0	0	0

（８）一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現在の町の取り組み】

《幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）》

現在、東みよし町では、幼稚園児も放課後児童クラブにて小学生と共に過ごしています。

《幼稚園以外の一時預かり》

町内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に、一時的に保育所で預かる制度です。現在、みかも保育所において実施しています。

【今後の提供体制・確保方策】

◇令和２年度から、幼稚園での預かり保育を実施します。

◇引き続き、みかも保育所において一時預かりを実施します。

《幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）》

（単位：人日）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		―	―	―	―	―	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
②確保方策	延べ人数（人日）	―	―	―	―	―	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
	施設数（箇所）	―	―	―	―	―	4	4	4	4	4
②－①		―	―	―	―	―	0	0	0	0	0

《幼稚園以外の一時預かり》

（単位：人日）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		64	62	60	60	60	100	100	100	100	100
②確保方策	延べ人数（人日）	101	28	21	1	104	100	100	100	100	100
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－①		△37	34	39	59	△44	0	0	0	0	0

（９）延長保育事業（時間外保育事業）

【事業の概要】

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は８時間が原則ですが、保護者の就労時間やその他の状況を考慮して、保育所における通常の開所時間を超えて保育時間を定められることになっています。

【現在の町の取り組み】

就労時間や通勤時間の都合で基本開園時間（午前 7 時 30 分から午後 6 時 00 分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

【今後の提供体制・確保方策】

◇みのり乳児園及びみのだ保育園において、引き続き実施します。

（単位：人）		実績					本計画期間				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		8	8	7	7	7	60	60	60	60	60
②確保方策	実人数（人）	20	45	40	56	60	60	60	60	60	60
	施設数（箇所）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
②－①		12	37	33	49	43	0	0	0	0	0

（10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業の概要】

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

【現在の町の取り組み】

町内在住で、保育所や幼稚園等に通園している子どもが病気又は病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合などで、家庭で保育ができない場合に子どもを県生西部診療所内「病児保育室こあら」にて一時的に預かっています。

【今後の提供体制・確保方策】

◇必要な方に提供できるよう、町広報やホームページで周知を図ります。

（単位：人日）			実績					本計画期間				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み			106	107	104	101	101	20	20	20	20	20
②確保方策	病児・病後児対応型	延べ人数（人日）	0	2	20	5	10	20	20	20	20	20
		施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	延べ人数（人日）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		施設数（箇所）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	延べ人数（人日）	0	2	20	5	10	20	20	20	20	20
		施設数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－①			△106	△105	△84	△96	△91	0	0	0	0	0

（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【現在の町の取り組み】

各小学校単位に設置し、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童を、登録制により受け入れています。

【今後の提供体制・確保方策】

◇令和２年度からは小学校高学年の児童も、登録制により実施します。

（単位：人）		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1年生	253	257	273	296	301	90	110	100	90	80
	2年生						100	80	80	80	80
	3年生						80	80	60	80	80
	4年生	111	109	109	107	109	80	80	60	60	80
	5年生						50	50	50	50	50
	6年生						30	30	30	30	30
	計	364	366	382	403	410	430	430	380	390	400
②確保方策	登録児童数（人）	249	255	283	306	295	450	450	450	450	450
	箇所数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
②－①		△115	△111	△99	△97	△115	20	20	70	60	50

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現在の町の取り組み】

現在、事業実施はしていません。

【今後の提供体制･確保方策】

◇令和２年度からの実施を検討します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現在の町の取り組み】

現在、事業実施はしていません。

【今後の提供体制･確保方策】

◇今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで検討します。

４　新・放課後子ども総合プランに係る行動計画

文部科学省と厚生労働省は平成 30 年９月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた受け皿の整備、全小学校区での一体型・連携型事業の実施、学校施設の徹底活用、放課後児童クラブの役割の徹底等を目標とし、その取組内容を行動計画に盛り込むこととしています。

本計画では、これらの目標に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室における取組を行動計画として策定します。

（１）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和５年度に達成されるべき目標事業量

令和５年度までに、１か所以上整備することを検討します。

（２）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

教育委員会と連携し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携による実施に向け、地域住民等の参画を得て取り組みます。

（３）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会と協力し、一時的に利用可能な教室等について把握し、余裕教室等の積極的な活用を推進します。

（４）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの主管課である福祉課と、放課後子供教室の主管課である教育委員会生涯学習課との間で協議し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図ります。

（５）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童への適切な支援に繋げるための相談体制を充実させます。

（６）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関する取組

開所時間の延長については、保護者のニーズ、保育所の開所時間とのバランス、開所時間延長の効果などを総合的に勘案し、本町の実情に応じた取組を進めていきます。

（７）各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割※をさらに向上させていくための方策

放課後児童健全育成に関する専門的なことや日常業務の課題、問題点等を取り入れた研修や障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもを受入れるための研修等を通じて、支援員等が必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めることができるよう支援します。

（８）放課後児童クラブの役割※を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

子どもの病気やケガ、事故、子どもの虐待への対応など不測の事態に備え、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と協力・連携を図ります。また、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取組を行います。

※放課後児童クラブの役割とは…児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割。

第６章　計画の推進

1　推進体制の充実

（１）庁内各課との連携強化

本計画に携わる部署は、児童福祉の担当課である福祉課だけでなく、保健・衛生及び医療の担当課である健康づくり課、学校教育課、生涯学習課など広範囲にわたります。

そのため、各課との綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

（２）関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、本町だけでなく、徳島県西部こども女性相談センター（児童相談所）などの行政組織や、子育てに関係する各種関係団体とそのネットワーク、各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供するとともに、行政と各種関係団体、地域住民との協力の強化を推進します。

（３）国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握し、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2　情報提供及び周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を町広報やホームページを活用して公開し、町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

3　計画の進捗管理及び評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（ＰＤＣＡサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握したうえで、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

資料

1　東みよし町子ども・子育て会議設置条例

○東みよし町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 18 号

（設置）

第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東みよし町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第 3 条　子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者の中から町長が任命する。

(1)　関係機関及び関係団体の代表者

(2)　保育所保護者会代表者

(3)　学識経験を有する者

(4)　その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条　委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

2　委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　子ども・子育て会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、町長が招集する。

2　委員長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第 8 条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

2　東みよし町子ども・子育て会議委員名簿

番号	委員氏名	所属	備考
1	松浦　章人	三好市医師会	
2	川野　悦博	東みよし町民生委員児童委員協議会主任児童委員	副委員長
3	西岡　広美	東みよし町民生委員児童委員協議会主任児童委員	
4	井添　伸一	東みよし町議会教育厚生常任委員長	委員長
5	片山　和義	社会福祉法人愛泉会加茂愛育園園長	
6	森本　秀磨	社会福祉法人十字会障害通所支援事業所ヴィレッジあこ管理者	
7	加藤　仁	社会福祉法人十字会みのり乳児園園長	
8	佐々木　和巳	社会福祉法人三美厚生団みのだ保育園園長	
9	七條　公香	東みよし町コミュニティ・スクール連携協議会会長	
10	福田　正和	東みよし町ＰＴＡ連合会会長	
11	藤井　和人	みかも保育所保護者会会長	
12	曾我部　央真	みのり乳児園保護者会会長	
13	中滝　直樹	みのだ保育園保護者会会長	
14	藤丸　美紀	三庄児童クラブ運営委員会会長	
15	川原　誠男	東みよし町副町長	
16	真鍋　孝之	東みよし町教育委員会教育長	
17	小原　京子	東みよし町健康づくり課課長	
18	佐藤　重美	三庄幼稚園総括園長補佐	
19	秋田　絹代	みかも保育所長	
20	藤本　享司	児童クラブ所長	

3　用語解説

【あ行】

預かり保育

保護者の就労等により保育が必要な場合に、幼稚園で降園時間後や長期休業時に子どもを預かる事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

育児休業

育児・介護休業法に基づき、働いている人が子どもが1歳に達するまで（一定の事情がある場合、子が2歳に達するまで）の間に、休業を取得することができる制度。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

延長保育事業

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の就労時間やその他の状況を考慮して、保育所における通常の開所時間を超えて保育を実施する事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

【か行】

家庭的保育事業

保育者の居宅等において、5人以下の子どもを対象に保育を行う事業。（地域型保育事業の一つ。）

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定めなければならないとされている地域。

子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合に利用できる事業。短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業がある。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

子ども・子育て関連３法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成 24 年 8 月に制定された次の法律のこと。

①子ども・子育て支援法

②認定こども園法の一部改正法

③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。新制度では、こども・子育て家庭等を対象に、幼少期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や過程・地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、次世代の育成に関する国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な取組みを定めることを目的として、平成 15 年に制定された法律。

児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設。

児童虐待

保護者等により 18 歳に満たない子どもに加えられる、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発育を損なったりする行為。児童虐待の防止等に関する法律では、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（育児放棄）」「心理的虐待」の4類型に分類されている。

児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭等からの各種相談に応じるとともに、子ども、保護者、関係者に対し指導、措置などの援助を行う。

児童手当

児童手当法に基づき、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給される手当。

障がい児保育

子どもの発達過程や障がいの状態に応じた保育ができるように配慮し、家庭や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を行うことを目的とする保育。

小規模保育事業

6 人～19 人までの子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、決め細かな保育を行う事業。（地域型保育事業の一つ。）

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

【た行】

地域型保育事業

教育・保育施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業のことで、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業がある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された、在宅育児家庭をはじめとする地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業。利用者支援事業など 13 事業が、法定事業として位置づけられている。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

特定教育・保育施設

施設型給付費の支給に係る施設として、子ども・子育て支援法に基づく市町村長の確認を受けた教育・保育施設。施設の種類として、幼稚園、保育所、認定こども園がある。

特別支援教育

障がいのある幼児・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを目的とする教育。

【な行】

乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問指導を行う事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

妊婦健康診査事業

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

認可外保育施設

保育所等と同様の業務を目的とする施設であって、保育所等の認可を受けていない施設。

認定こども園

保護者の就労状況にかかわらず、教育と保育を一体的に提供する施設。認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設となった。

【は行】

発達障がい

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がい。発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

保育の必要性

保護者の申請を受けた市町村が、国の定める基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。

保育所

保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた施設で子どもを預かり、乳幼児期からの健全な心身の発達を図ることを目的として養護と教育が一体となった保育を提供する施設。

保育所待機児童

保育の必要性を満たし、市町村への保育所の入所申込みをしたにもかかわらず、保育所への入所ができない児童。

放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

【や行】

幼稚園

小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、子どもを預かり、就学前の教育を提供する施設。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るため、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置する機関。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）

【ら行】

利用者支援事業

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業。（子ども・子育て支援法に基づく法定事業の一つ。）